

千葉県国土利用計画

－ 第 4 次 －

平成20年7月策定

平成26年11月変更

千葉県

千葉県国土利用計画 ー第4次ー目次

(前文)

1	計画策定の背景	1
(1)	県土の概要	1
(2)	経済社会状況の変化	2
①	人口減少時代・少子高齢社会の到来	2
②	経済の安定成長とグローバル化・情報化の進展	2
③	深刻化する環境問題	2
④	安全・安心な暮らしの確保の必要性	3
⑤	自然環境や良好な景観に関する意識の高まり	3
⑥	地方分権・住民参加の進展、市民活動の活発化	3
⑦	厳しい県財政	4
(3)	土地利用の動向等	4
①	農地・森林から宅地等への土地利用転換の状況	4
②	県土の質的向上・有効利用の重要性の高まり	4
(4)	県土利用をめぐる諸課題	5
2	計画の基本目標	5
3	県土利用の基本方針	5
(1)	多様な主体との連携・協働による県土利用	6
(2)	土地需要の量的調整	6
(3)	県土の質的向上・有効利用	7
①	健全な循環が維持され、地球温暖化を防止する社会の構築	7
②	安全で安心できる暮らしの確保	8
③	良好な景観の保全・形成	8
④	人と自然との共生	9
⑤	地域の多様性・魅力を生かした活力の創出	10
⑥	世界に開かれた県土利用	11
(4)	県土利用の総合的なマネジメント	11

4	県土の利用目的に応じた区分に係る基本的な方向・・・・・・・・・・	12
	(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの基本的な方向	12
	①農用地	12
	②森林	12
	③原野	13
	④水面・河川・水路	13
	⑤道路	14
	⑥宅地	15
	ア 住宅地	15
	イ 工業用地	15
	ウ その他の宅地（業務・研究・商業等の用地）	16
	⑦その他	16
	ア 公園緑地	16
	イ レクリエーション施設	16
	ウ 低未利用地	17
	エ 沿岸域	17
	(2) 県土の利用目的に応じた区分横断的な課題への対応	17
	①持続可能なまちづくり	17
	②廃棄物・建設発生土・山砂採取跡地等への対応	18
	ア 廃棄物の適正処理	18
	イ 建設発生土の有効利用等	18
	ウ 山砂採取跡地等の森林回復等	19
5	県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標・・・・・・・・・・	20
6	地域別に目指す方向性・・・・・・・・・・	23
	(1) 東葛・湾岸ゾーン	24
	(2) 空港ゾーン	26
	(3) 香取・東総ゾーン	27
	(4) 圏央道ゾーン	29
	(5) 南房総ゾーン	32

7	計画を実現するための措置と推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	(1) 計画を実現するための措置	37
	①国土利用計画法等の適切な運用	37
	②県土の質的向上・有効利用の促進	37
	ア 健全な循環が維持され、地球温暖化を防止する社会の構築	37
	イ 安全で安心できる暮らしの確保	38
	ウ 良好な景観の保全・形成	39
	エ 人と自然との共生	39
	オ 地域の多様性・魅力を生かした活力の創出	40
	カ 世界に開かれた県土利用	41
	③土地利用転換の適正化	42
	④県土の利用目的に応じた区分ごとの有効利用の促進	42
	ア 農用地	42
	イ 森林	43
	ウ 原野	43
	エ 水面・河川・水路	44
	オ 道路	44
	カ 宅地	45
	(ア) 住宅地	45
	(イ) 工業用地	45
	(ウ) その他の宅地(業務・研究・商業等の用地)	45
	キ その他	46
	(ア) 公園緑地	46
	(イ) 低未利用地	46
	(ウ) 沿岸域	46
	⑤県土の利用目的に応じた区分横断的な課題への対応	47
	ア 持続可能なまちづくり	47
	イ 廃棄物・建設発生土・山砂採取跡地等への対応	47
	(ア) 廃棄物の適正処理	47
	(イ) 建設発生土の有効利用等	48
	(ウ) 山砂採取跡地等の森林回復等	48
	(2) 推進体制	48
	①市町村との連携	48
	②県民・市民活動団体・事業者・国等、多様な主体との連携・協働	
49	(3) 県土利用のモニタリング制度・計画評価制度の導入	49
	①県土利用のモニタリング制度	49
	②計画評価制度	49
	③県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	49

(前文)

千葉県国土利用計画は、国土利用計画法第7条の規定により、国の全国計画を基本に、県土利用に関する基本的な事項を定め、総合的かつ計画的な県土利用に向けた行政上の指針となる計画です。

第4次計画については、平成29年を目標年次とする今後10年間の長期的視点に立ったビジョンとして「県土のグランドデザイン」と名付け、県土の利用に関する基本構想やその実現のための措置等を定めます。

※平成20年7月の「千葉県国土利用計画(第4次)」策定から数えて平成29年を「10年後」と位置付けています。

1 計画策定の背景

(1) 県土の概要

本県は本州の中央東端に位置し、一部が太平洋に突き出た半島からなっています。東南は太平洋に面し、西は東京湾を形成し、北西は江戸川を境にして東京都、埼玉県に接し、北は利根川を境にして茨城県に連なり、県土は水に囲まれた島のような環境をなしています。

その面積は、約51万6,000haの広さを有しており、その県土に600万人を超える県民が暮らしています。また、半島をめぐる海岸線は約500kmに及んでいます。

本県の地形は、おおまかに南から北に向かって低くなっており、標高200～300m級の南部の丘陵地と北部の台地や平地に大別されます。

土地利用の主な区分ごとの割合は、平成24年現在で、森林31%、農用地25%、宅地16%となっています。

地域別に見ると、県の北西部においては人口集積と併せ都市的土地利用が進み、湾岸部では臨海工業地帯が形成される一方で、県の北部・東部から中部にかけて首都圏の主要な食料供給を担う地域として広く農地の展開が見られ、中部から南部にかけては、多面的な機能を有する森林がまとまって分布しています。

また、本県は首都圏にありながら、多種多様な動植物を育む豊かな自然環境に恵まれており、自然的、歴史的、文化的な美しい景観も多く残されている一方で、成田国際空港や東京湾アクアライン(以下「アクアライン」という。)、首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)をはじめとする広域交通網等の社会基盤の整備が進み、幕張新都心、かずさアカデミアパーク、成田国際空港都市、つくばエクスプレス沿線等の拠点地域の形成が進展しています。

(2) 経済社会状況の変化

①人口減少時代・少子高齢社会の到来

わが国の人口は平成17年に減少に転じ、その後は横ばいの状況にありましたが、今後は人口減少時代が到来することになります。また、出生率の低下・平均寿命の延び等により少子・高齢化が進んでいます。

本県においても東日本大震災の影響もあり、平成22年を境に人口は減少傾向にあります。また、合計特殊出生率は1.3人台で推移し、少子化が進行している一方、高齢者人口は増加、高齢化率は上昇を続けており、高齢化率は平成24年で23.2%となっています。なお、世帯数は、1世帯当たり人員の減少もあり、増加傾向にあります。

国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別将来推計では、今後、本県の人口は減少傾向、世帯数は増加傾向で推移し、高齢者人口、高齢化率は増加・上昇を続けると予測されています。

②経済の安定成長とグローバル化・情報化の進展

わが国の経済は、高度経済成長からバブル景気、その後の景気低迷期を経て、現在は景気の回復基調にあります。また、グローバル化・情報化の進展等による世界規模での競争や地域間の競争が激しさを増しています。本県においても、堅調な経済活動が続く一方で、農林水産業や製造業等は厳しい国際競争・地域間競争にさらされています。

今後も経済の安定成長が期待されますが、グローバル化・情報化の進展の基調に大きな変化はなく、世界や他地域との競争が続いていくものと見込まれます。

③深刻化する環境問題

現在、地球温暖化が急速に進んでおり、地球の生態系そのものが大きく崩れてしまうことが懸念され、人類を含めた生物の存続基盤や多様性に関わる大きな問題となっています。

また、本県は高度経済成長期以降、急速に発展しましたが、その一方で、開発等により農地・森林をはじめとする多くの自然環境が失われるとともに、大気汚染や河川・湖沼・海域の汚濁、地盤沈下、廃棄物の増加等、数多くの環境問題が生じました。これらの問題については、様々な対策により改善も見られますが、取り組むべき課題も多く残されています。

このような問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造のもとで、人々の活動により、自然環境にその復元能力を上回る大きな負荷を与えていることから生じており、県民一人ひとりが、日々の暮らしや経済活動のあり方を見直していく必要があります。

④安全・安心な暮らしの確保の必要性

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、「減災」の視点に立ち、災害に強い社会資本の整備や耐震化を進めるとともに、災害時においては情報の収集や提供を行い、たとえ被災したとしても県民の生命・身体・財産が守れるよう災害時の被害を最小化することが必要です。

また、自助・共助・公助という考えの下、県・市町村・企業・県民・地域など各主体が一体となって、県内全域の防災力を向上することが必要です。さらに、健康と関連の深い、大気、水、土壌等の良好な環境や、犯罪、交通事故から県民の安全を守っていくことも重要です。

今後も県民が安全で安心して暮らすことのできる県土の保全、利用が求められています。

⑤自然環境や良好な景観に関する意識の高まり

本県の海・山・森といった豊かな自然は、県民はもとより、首都圏の人々にとっても貴重な安らぎと潤い、憩いの場となっています。また、本県には数多くの歴史・文化遺産や歴史的・文化的景観が残されています。良好な景観の形成に向けては、平成16年に景観法が制定されました。

県内では県民・市民活動団体等により、これらの豊かな自然、歴史・文化遺産の保全や良好な景観の形成に係る様々な活動が行われており、県民の意識・関心が高まっています。

⑥地方分権・住民参加の進展、市民活動の活発化

地方分権一括法の制定等による地方分権の推進や市町村合併の推進等により、国から都道府県・市町村への権限等の移譲が進められ、地方の自主性・総合性が高まり、地域の自己決定権が拡大してきています。

また、平成10年のNPO法（特定非営利活動促進法）の施行等により、市民活動が活発化し、本県においては平成26年1月現在で、1,500を超えるNPO法人が認証され、多種多様な分野における活動が行われています。この他、平成11年には男女共同参画社会基本法が施行され、社会のあらゆる分野に女性も参画し、男女共同参画の視点に立った活動の必要性が求められています。

今後も、地域主体、住民主体の地域づくりに向けた地方分権、住民参加を進めていく必要があるとともに、価値観やライフスタイルの多様化、情報通信技術の発達、余暇時間の増大等のもと、知識や経験豊富な高齢者をはじめとする豊かな人材による、様々な活動の広がりが期待されています。

⑦厳しい県財政

本県の財政状況は、長引く景気低迷の影響などから県税収入が伸び悩む一方で、歳出については、社会保障費等の義務的経費は今後も増加することが見込まれ、依然として厳しい状況にあります。

このため、県では、「千葉県行政改革計画・財政健全化計画」に基づき行財政改革を推進しており、行政改革計画では「公正・透明な行財政運営の確立」、「組織・人材改革」、「仕事改革」及び「資産改革」の4つの改革の視点・基本的方向に沿って、県庁一丸となって徹底した業務の効率化などに取り組んでいます。

また、財政健全化計画では、厳しい財政状況を踏まえ、「建設地方債等の実質的な県債残高の抑制」、「健全化判断比率に留意した財政運営」及び「財政調整基金の更なる造成」の3つの基本目標を掲げ、「持続可能な財政構造の確立」を目指して取り組んでいるところです。

(3) 土地利用の動向等

①農地・森林から宅地等への土地利用転換の状況

土地利用転換の近年の動向をみると、県全体としては、農地転用・林地開発に係る面積・件数とも、第3次計画の基準年次である平成6年頃と比べ、大幅に減少しています。

農地転用面積は平成8年度に986haと1,000haを割り、以降も概ね減少傾向で推移しています。

林地開発面積は平成8年度に725haと1,000haを割り、平成15年度以降は100ha前後で推移しています。

今後、新たな人口集積等が進む一部の地域においては農地・森林から宅地等への土地利用の転換が見込まれるものの、県全体としては、人口増加から人口減少への時代転換、高齢化の進展、産業の高付加価値化・ソフト化・サービス化等、社会の成熟化が進み、土地利用の転換への動きは低下していくものと考えられます。

②県土の質的向上・有効利用の重要性の高まり

県土は県民全体の貴重な共有財産であることから、有限な資源の効率的・循環的な利用による県土への負荷の低減、災害に強い県土利用、人と自然との共生、自然・田園風景・魅力あるまちなみ等の良好な景観の保全・形成、地域の個性・特色を生かした活力ある県土の利用等、県土の質的向上・有効利用を図ることが重要となっています。

(4) 県土利用をめぐる諸課題

20世紀の高度経済成長期以降、本県では、臨海部の埋立てによる工業用地や住宅地の造成、内陸部における工業団地、ニュータウン等の市街地の整備や広く県内外の各地域を結ぶ鉄道・道路等の交通網の整備が進み、日本有数の人口を有する、産業構造のバランスの取れた豊かな県となりました。

しかしながら、県土の利用においては、開発等による農地・森林をはじめとする多くの自然環境の減少・劣化、産業廃棄物の不法投棄、建設発生土の不適正な埋立て、山砂採取跡地における自然環境・景観の悪化等の問題が生じています。

また、経済のグローバル化、産業構造の変化、人口増加率の低下と高齢化の進展、モータリゼーションの進展、市街地の郊外への拡大といった経済社会状況の変化に伴い、耕作放棄地や荒廃した森林の増加、中心市街地の空洞化等の問題が生じています。

2 計画の基本目標

県土は、生活や生産といった諸活動の共通の基盤である県民全体の貴重な共有財産ですが、県土をめぐる経済社会状況は、人口減少時代・少子高齢社会の到来、地域間競争の激化、環境問題の深刻化等、大きく変化しています。

また、農地・森林の減少、耕作放棄地・荒廃森林の増加や産業廃棄物の不法投棄、山砂採取跡地における自然環境・景観上の問題等が生じています。

県土が現在と将来の県民のための限られた資源であることに鑑み、これらの状況の変化や土地利用上の課題に対応した県土利用を進め、持続可能な発展を目指していく必要があります。

これらの認識を踏まえて、この計画の基本目標を次のとおりとします。

県民一人ひとりが、豊かさを実感し愛着を持って暮らし、地域が個性や特色を生かしながら、発展を続けていくことのできる持続可能な県土利用を進め、豊かな県土を次の世代へと引き継いでいく。

3 県土利用の基本方針

第4次計画では、基本目標の実現に向けて、(1)多様な主体との連携・協働による県土利用、(2)土地需要の量的調整、(3)県土の質的向上・有効利用、(4)県土利用の総合的なマネジメントの4項目に関する基本方針を定めます。

(1) 多様な主体との連携・協働による県土利用

持続可能な県土利用の推進に向けては、県民・市民活動団体・事業者等、多様な主体と行政とが連携・協働して地域づくりを進めることが重要です。中でも、住民・市民活動の主体、土地所有者、事業者といった様々な側面を有する県民の果たす役割は大きいものがあります。

県民一人ひとりが、地域への愛着を持ち、地域の活性化や発展を進めていくためには、より地域の実情を知り地域の主体となる県民が、地域づくりやコミュニティの実現へ参画することのできる環境づくりを整えていくことが必要です。

また、今後、情報化社会の進展や交通網の整備等により、地域間・地域内外の交流のさらなる活発化や、市民活動団体の活動範囲の拡大が見込まれ、その果たす役割はより大きくなるものと考えられます。

本計画については、1,500人以上の県民が参加した48回のタウンミーティング等における多種多様な意見を基本として策定しました。また、その推進に当たっても、積極的な情報公開を行い、地域のニーズに即した課題の発掘や政策の立案段階からの多様な民間主体との連携・協働を推進するとともに、県民、市民活動団体、事業者等による自発的な地域の課題解決力の強化を図っていきます。

さらに、県土の保全、利用に関する活動を行う市民活動団体をはじめ、多様な分野における活動を行っている市民活動団体の自主的・自立的な活動を促進していきます。

また、地域づくりの担い手である市町村との緊密な連携を図っていくことが、必要不可欠です。

県では、県民、市民活動団体、土地所有者、事業者、行政等の幅広い主体が、相互の信頼関係を築き、それらの力を結集して、本計画に基づき、持続可能な県土利用を推進していくことができるよう努めていきます。

(2) 土地需要の量的調整

本県の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別推計では、今後減少していくと予測され、少子化の傾向は続き、高齢者人口、高齢化率は増加・上昇を続けるものと見込まれます。

都市的土地利用については、県全体としては人口減少・高齢化率の上昇等により鈍化が見込まれるものの、新たな人口集積が進むつくばエクスプレス沿線等においては、土地の高度利用と低未利用地の有効利用を促進しその合理化や効率化を図り、併せて身近な自然を確保する等、計画的に良好な市街地の形成を図ります。

一方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化

の防止、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等の機能や生産活動とゆとりある生活環境の場としての役割に配慮しつつ、農地・森林等の適正な保全を図るとともに、耕作放棄地等の適切な利用を促進します。

また、県全体としては、農用地・森林と宅地等の区分間の土地利用転換の動きは低下していくことが見込まれますが、いったん転換された土地利用が容易には元に戻せないこと、生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等に鑑み、慎重な配慮のもとで適正に行っていきます。

(3) 県土の質的向上・有効利用

①健全な循環が維持され、地球温暖化を防止する社会の構築

環境は、大気、水、地質や生物等の間を物質が循環することによって成り立っており、環境に加わる負荷が自然の復元能力の範囲内であれば、健全な環境を保ち続けることができます。

そこで、県民一人ひとりが、人の活動や様々な事業活動により、自然の持つ復元力を上回って、周囲の環境に大きな負荷を与えていることを十分自覚し、可能な限りその負荷を低減するとともに、自然が本来持っている復元能力の再生、向上に取り組んでいくことが必要です。

そのため、自然から採取できる資源には限りがあることを認識し、健全な循環が維持される社会の実現に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型から脱却し、再生可能なエネルギーの利用、資源の効率的利用や再生利用を進める資源循環型社会システムへの転換を推進していきます。

また、世界規模の環境問題となっている「地球温暖化」は、人の活動により排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの増加により生じる問題です。

多くの県民を抱え、多彩な産業活動が活発に営まれている本県においても、近年減少傾向にあるものの、平成22年で7,622万5,000t(平成2年に比べて2.6%増)という多くの温室効果ガスが排出されています。排出量の削減は、人類が一丸となって取り組まなくてはならない地球規模の課題ですが、その解決に向けた取組は、事業者はもとより、県民一人ひとりの地道な努力が出発点となります。

そのため、あらゆる主体による、それぞれの立場の特性を生かした最大限の取組を進めるとともに、一体となって、将来に向けて地球温暖化を防止する社会の構築を目指していきます。

健全な自然の物質循環の観点では、森林や農地の果たす役割も大きなものがあります。県土の31%を占める森林は、温室効果ガスの吸収や水源のかん養等の重要な機能を果たしています。

また、県土の25%を占める農地についても、人の生存に不可欠な食料が繰り返し生産される場であるとともに、良好な景観の形成や地下水のかん養等の機能を有しています。そのため、これらの農地・森林の保全・有効利用を促進し、自然界の健全な物質循環の確保に努めていきます。併せて、環境への負荷を軽減する「ちばエコ農業」を推進していきます。

②安全で安心できる暮らしの確保

地震、台風や集中豪雨、津波、高潮等の自然災害から県民の生命、財産を守ることは、安全に安心して暮らしていくために欠かせないものです。

本県は、地勢・地質的、気象的に集中豪雨、台風、地震、高潮、海岸浸食等による自然災害の発生が懸念されることから、治水事業、治山事業や耐震対策等を計画的に推進しており、引き続き、災害対策の強化を図ることが必要です。

そのため、災害発生未然防止や発生時の被害を最小限にとどめるために、県、市町村、警察、消防等の各関係機関が相互に連携・協働し、総合的・計画的にハード面の整備を推進するとともに、ソフト施策を展開し、自然災害に強い県土の形成を図っていきます。

津波に対しては、人命を最優先とし、減災の視点から多重防御に重点を置き、避難を軸としたソフト対策とハード対策を組合せ、総合的な津波対策を推進します。

また、自分の身体・財産は自分で守る「自助」や家族・近隣住民がお互いに助け合う「共助」の意識・動きを高めるとともにこれを支援し、地域における人々の暮らしや安全を守る力を強化していきます。

さらに、県民が安全・安心に暮らしていくために、健康という観点から、自動車等からの排出ガスによる大気汚染、一般家庭等の汚水に起因する水質汚濁等の都市・生活型の環境問題への対応を図り、環境面における良好な大気・水、良質な土壌の確保に努めるとともに、犯罪、交通事故から県民の安全を守るため、安全で安心なまちづくりを推進していきます。

③良好な景観の保全・形成

本県は海や平野、台地、丘陵等、豊かな自然地形に恵まれ、多様で個性あふれる景観が形成されています。その地形上に、九十九里浜の自然的景観、舟運で発達した河港、城下町等の歴史的・文化的景観や、下総台地を中心とした大規模ニュータウン等の市街地景観等、様々な景観が形成されています。

また、良好な景観の保全・形成のために千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例の制定や市町村による景観計画の策定をはじめとした景観施策が図られています。

さらに、県民の意識も物の豊かさから心の豊かさに向けられ、良好な景観への関心も高まっています。

しかしながら、県内各地において、開発等による農地・森林等の自然的景観や農山村風景の減少、歴史的・文化的景観の喪失、市街地における周辺のまちなみと調和しない建築物の建築等による景観の悪化が見られます。

良好な景観は、海・山・森等の自然、歴史的なまちなみや個性あふれる市街地、田園・棚田風景等、地域の特色に応じた多様性を有するものであり、地域が共有する貴重な財産・資源です。

そのため、良好な景観の保全・形成に向けた仕組みの構築を図り、その保全・形成に配慮した事業の実施に努めるとともに、市町村や県民が主体となってその保全・形成を進め、次の世代へ引き継いでいけるよう取り組んでいきます。

④人と自然との共生

人の暮らしは、衣食住の全てにわたり自然からの恵みによって成り立っており、その自然は、多様な生物が織り成す食物連鎖等の微妙なバランスのもとで永らえてきたものです。

自然に対する人の働きかけが適切であれば、私たちは自然の恵みを受け続けることができるはずですが、人の様々な活動が急激に拡大した結果、自然環境は傷つき、また、多くの生物が絶滅の危機に瀕する等、生物多様性が損なわれようとしています。

自然は、人のところに安らぎを与えるものです。多様な自然、多様な生物と人が相互に良好な関係を保ちながら、いつまでも人と自然が共に生き続けていくことが大切です。

そのため、自然をできる限り保全するとともに、過去に傷つけられた自然の再生を図ることにより、生物多様性が保全され自然と共生する豊かで潤いのある県土の利用を推進していきます。

本県の県土は平野、台地、丘陵等からなっており、古くから人々の生活に深く関わりながら維持管理されてきた里山は、房総の自然あふれる原風景を形成してきました。また、生物多様性の確保、災害の防止、良好な景観の形成、余暇や教育の場の提供、伝統的な文化の継承等、多様な機能を有しています。

しかしながら、生活様式の変化等により里山と人との関わりが薄れ、また、高齢化や後継者の減少により農林業を営む人々の努力だけでは適切な

整備や保全が難しい状況にあり、その良さが失われつつあることから、このかけがえのない貴重な県民の財産を次の世代に引き継いでいくことが重要です。

そのため、多様な主体が幅広く連携し、地域における里山の価値や魅力を再認識し、生かしながら、その計画的な保全、整備や活用を促進していきます。

また、都市的土地利用の観点からも、農地・森林等の自然的土地利用との調和を図ることが必要であり、自然との共生に資する取組が重要です。

そのため、市街地における貴重な自然環境の保全や緑化の推進等を図るとともに、地域の実情を踏まえながら、集約型都市構造への転換を図っていきます。

⑤地域の多様性・魅力を生かした活力の創出

少子高齢社会の進展や人口減少時代の到来、国際競争・地域間競争の激化等の時代の変化の中で、本県が持続的な発展を続けていくためには、各地域が、長期的な視点のもとに、その個性や特色を生かした活力を創出し、活性化していくことが必要です。

そのためには、地域の自然、産業、文化、歴史等の資源の活用、地域の内外にわたる人や物の交流の促進、時代の変化に対応したまちづくり・地域づくりが重要です。

本県は、首都圏に位置する立地優位性を有するとともに、農林水産業・商工業・観光産業等の産業が集積しています。さらに、美しく豊かな自然や温暖な気候に恵まれ、獲りたての山の幸・海の幸が存分に味わえるほか、多くのレクリエーション施設、固有の伝統文化と歴史・芸術、600万人を超える人材等、多様で魅力的な「地域資源」を擁し、新しい発展の可能性にあふれています。

そのため、県では、地域がこれらの資源を活用し、多様性・魅力を生かした発展を続けることができるよう、総合的・計画的に農林水産業、商工業、観光産業等の地域産業を振興していきます。中でも、県土利用の観点から、農林業は県土の約6割を占める農地・森林を利用して営まれており、また、健全な自然の物質循環、温室効果ガスの吸収、自然災害に強い県土の保全、良好な自然環境の保全や景観の形成等、多様な機能を有していることから、その振興を図ることが特に重要です。

また、広域的な交通網・情報通信網の活用や整備の推進により、県内外との連携、人流・物流を活発化し、地域産業の振興に資するとともに、都市部と農山漁村部等の間における交流人口の増大を図り、時代の変化に対

応し、地域の個性・特色を生かした活力あるまちづくり・地域づくりを促進していきます。

⑥世界に開かれた県土利用

現代は、経済・社会のグローバル化・情報化が進み、国を超えて、地域が直接、世界につながる時代です。

本県は、世界とのゲートウェイ機能を果たす成田国際空港、千葉港をはじめ、幕張メッセ・かずさDNA研究所等、国際性を有する多くの施設・研究機関・企業を有しています。また、豊かな自然環境、歴史・文化遺産、レクリエーション施設等、多様な観光資源にも恵まれています。

本県が持続的な発展を続けていくためには、これらの特色を生かし、海外とのつながりを強め、交流・連携を促進していくことが重要です。さらに、2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことから、本県としても、安全で快適な大会運営に最大限に協力するとともに、この開催を、本県の経済活性化やスポーツ振興、魅力発信を一層推進する好機として活用することが求められています。

そこで、県内における国際性を有する拠点地域の整備、機能の強化を図るとともに、外資系企業の誘致や本県への投資促進、本県農林水産業の基盤を強化するため農林水産物・食品に係る海外市場の開拓を推進していきます。

また、豊かな自然環境、歴史・文化遺産等の多彩で魅力ある観光資源を生かした国際観光の振興を図っていきます。さらに、世界からたくさんの人々が訪れるように千葉県の魅力を国内外に広く発信してまいります。

(4) 県土利用の総合的なマネジメント

本計画に基づき、県民、市民活動団体、事業者、市町村等との連携・協働を図りながら、その実現に向けて、県土利用に関する各種の施策を推進していきます。

併せて、都市計画、農地の利活用、森林の保全、自然環境の保全、廃棄物の処理等に関する各種法令等の適切な運用を図ります。

さらに、県土の利用状況については、県土利用のモニタリング制度を活用しながら、施策の進捗状況の検討・検証を行い、県土利用の総合的なマネジメントを推進していきます。

4 県土の利用目的に応じた区分に係る基本的な方向

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの基本的な方向

①農用地

農用地は食料生産の基盤として県民の豊かな生活を支えており、農業は本県の主要な産業として、農業産出額において常に全国の上位を保っています。

しかしながら近年、農業産出額は横ばいに推移しており、平成24年の農業産出額は4,153億円となっています。また、農用地の面積は減少傾向で推移しており、平成24年現在で約12万8,100ha、県土全体の25%となっています。

農用地・農業をめぐるのは、生産者の高齢化や担い手不足、農産物価格の低迷等による農家数の減少や耕作放棄地の増加、さらには都市的土地利用に伴う農用地面積の減少等、多くの課題への対応を図り、生産性の向上に努めていく必要があります。

一方で農用地は、農業生産活動が行われることにより、多様な生物の生息の場所になり、自然環境の保全や雨水を一時的に貯え、洪水を防止する等、県土の保全に役立つほか、良好な景観の形成、都市部における緑・ゆとりのある空間の保全等、多面的な機能についての重要性も認識されてきており、また、市民農園、観光農園等による農業体験や都市と農村の交流を深める場として、県民の関心が高まっています。

そのため、輸入農産物による国際化の波にも対抗できるよう、農業の担い手の確保や農地の利用集積を図り、農業経営の基盤を強化するとともに、小規模農家や女性農業者等についても、農産物等をはじめとする地域資源を活用し、所得の向上を図っていけるような環境を整え、耕作放棄地の発生の防止にも努めていきます。

また、農地法による農地転用許可制度等の適正な運用により無秩序な農地転用を抑制しつつ、農用地利用計画の見直し等を通じて、農業生産性の向上に向けた食料生産の基盤としての農地の保全を図っていきます。

そして、将来にわたり農業の持つ多面的機能が発揮されるよう、地域住民や都市住民等の多様な主体による農用地の保全や管理への参加を促進し、地域農業の維持発展を目指していきます。

②森林

森林は、生物多様性の保全、地球温暖化の緩和、県土の保全、水源のかん養、レクリエーションの場の提供、良好な景観の形成、木材の生産等、多面的な機能を有する県民全体の貴重な共有財産となっています。

しかしながら、森林の面積は減少傾向で推移しており、平成24年現在で、約15万8,600ha、県土全体の31%となっています。

また、木材価格の長期に渡る低下傾向から森林組合等の林業事業体の林業経営意欲が低迷しており、間伐等の手入れが不十分な森林や放置された竹林の拡大など、荒廃した森林の増加が懸念されています。

さらに、農業・林業の営みと自然とが調和しつつ維持されてきた里山については、生活様式の変化や農林業者の減少、高齢化等から適切な管理が難しくなり、その良さが失われつつあります。

森林面積の減少と荒廃森林の増加に対処するため、森林の保全・整備・活用の推進、森林づくりを支える林業生産活動の活性化等が課題となっています。

そのため、森林の適切な保全・整備の一層の促進、森林組合等の林業事業体等による計画的な森林づくりへの支援、県産木材の需要拡大等による林業の振興、災害に強い森林づくり、多様な機能を活用した幅広い分野での森林の利用の促進を図っていくとともに、林地開発許可制度の適正な運用を通じて、災害の発生、自然景観・環境の悪化等、公益的機能の低下を防止することに十分配慮していくほか、山砂採取跡地の森林の回復等について、重点的に取り組んでいきます。

また、県民各層にわたる幅広い主体の参加による森林づくりや里山の保全・整備・活用を促進していきます。

③原野

原野の面積は、平成24年現在で約600haとなっており、平成12年の約1,400haに比べて減少しています。

原野には、貴重な自然環境を形成しているものもあり、地域の実情に即して、保全・利用について促進していきます。

④水面・河川・水路

水面（湖沼・ダム・ため池）、河川、水路（農業用水路・排水路）の面積は、ほぼ横ばいで推移しており、平成24年現在で約1万7,900haとなっています。

水面（湖沼・ダム・ため池）は、水資源の確保、自然環境の保全、内水面漁場、レクリエーションの場等、多様な機能を有しています。

そのうち、印旛沼・手賀沼については、依然としてCOD(化学的酸素要求量)等が環境基準を上回っており、さらなる水質の浄化対策を進めていくことが必要です。

そのため、計画的・総合的に多様な主体が連携して水質の浄化、健全な

水循環の回復を図っていきます。

河川については、台風や大雨による浸水被害対策のため、治水安全度を確保する河川改修等、長年にわたりさまざまな治水対策を進めていますが、都市化の著しい地域の河川においては、都市的土地利用との調整を図り、浸水被害に対する総合的な整備が必要です。また、九十九里平野から房総半島南部に至る地域の河川においては、流下能力が不足する河川が多く、浸水被害を防止するための整備の推進が必要です。さらには、津波被害を軽減するための整備の推進が必要です。

整備に当たっては、利水機能、都市における貴重なオープンスペースとしての役割、生物の生息や水質浄化等の環境面の観点も重要です。

そのため、県土の保全、県民の生命・財産の安全のため、河川の多様な機能・役割へも配慮しながら、県民が安全で安心して暮らしていけるような整備を図っていきます。

水路（農業用水路・排水路）は、県境を除き大きな河川がない本県では、農用地の生産性の維持・向上を図るために必要不可欠な施設であり、生態系の保全、親水・防災等の多様な機能も有しています。しかしながら、近年、老朽化により更新時期を迎えた施設が増加しています。

そのため、環境との調和に配慮しながら効率的に水路の維持管理・更新を図っていきます。

⑤道路

道路（一般道路・農道・林道）の面積は漸増傾向で推移しており、平成24年現在で約3万5,000haとなっています。

一般道路は、産業・経済・文化の発展に欠かすことのできない社会資本であり、県土の有効利用を促進するネットワークとして重要な役割を果たすことから、高速道路から身近な生活道路に至るまで体系的に整備する必要があります。

そのため、全国や県内各地との交流・連携の強化や、災害に強い県土づくりに資する広域的な幹線道路ネットワークを整備するとともに、まちづくりの根幹として交通需要に対応するため都市内道路の整備を推進していきます。

整備に当たっては、歩行者や自転車交通にも配慮しながら、安全性、快適性、防災・防犯機能の向上に努めるとともに、環境の保全、良好な景観の形成に十分配慮します。

また、地域の実情に応じた、効率的・効果的な整備、既存道路の計画的な維持管理による有効活用、選択と集中による事業の重点化等を推進していきます。

なお、農道は、農作業・生産物流通の効率化、生活道路、地域外との交流等、多様な機能を有しており、林道は木材の搬出や、森林の保全、整備のための間伐などの森林施業等に必要な道路であることから、今後も自然環境の保全に配慮しながら整備を推進していきます。

⑥宅地

ア 住宅地

住宅地の面積は、漸増傾向で推移しており、平成24年現在で、約5万2,000ha、県土全体の10%となっています。

人口減少時代・少子高齢社会が到来し、誰もが暮らしやすい居住環境、地域の活性化、自然との共生等の観点から、既存の社会資本ストックの有効活用を重視した住宅地を形成する必要性が高まっており、農地・森林等の開発による大量の住宅地の供給については、見直しが必要となっています。

一方、地域によっては、世帯数の増加等による住宅地需要に適切に対応する必要があります。

また、安全性、快適性等の面から、居住環境の質をより高めていくことが重要です。

そのため、住宅地の量的な供給中心から、既存市街地の再生や社会資本ストック・低未利用地等の有効利用を重視するとともに、これまでのまちづくりの成果を生かしながら、ゆとりある良好な居住環境を備えた質の高い住宅地の形成を図っていきます。

イ 工業用地

工業は、本県の主要な産業として、製造品出荷額において全国の上位を保っており、平成23年の製造品出荷額は約1兆8,867億円となっています。

工業用地の面積は、漸減傾向で推移しており、平成24年現在で約7,000haとなっています。

本県工業の持続的な成長を実現していくためには、グローバル化の進展による世界規模や地域間での競争の激化、構造変化等を踏まえ、企業の立地ニーズに対応した工業用地を確保する必要があります。

また、従来の住工混在地区に加え、既存の工業用地が、立地条件によってマンション等に転換され、新たな住工混在による生産環境や居住環境の問題が生じています。

そのため、本県独自の産業資源・地域特性を生かしながら、個々の企業における多様なニーズに対応した工場誘致を推進するとともに、工業用地

の整備、分譲等を図っていきます。

また、住工混在による生産環境や居住環境の問題が生じないように、地域の特性を踏まえ、適切な土地利用を図っていきます。

ウ その他の宅地（業務・研究・商業等の用地）

その他の宅地の面積は、漸増傾向で推移し、平成24年現在で約2万3,000haとなっています。

産学官の緊密な連携のもとで経済の活性化に取り組んでいくことの重要性はますます増しており、将来の本県経済のリード役となっていく業務・研究機能の集積を促進していくことが必要とされています。

また、郊外居住の進展、自家用車の普及による行動範囲の広域化、消費行動の変化等から、利便性の高い郊外部の大規模集客施設の利用の拡大や中心部の空洞化が進んでいます。

そのため、国際的戦略拠点への業務施設、研究機関の立地を促進するとともに、市街地の再開発による土地利用の高度化、中心市街地の商業の活性化を促進します。

また、郊外への大規模集客施設の立地については、抑制していくことを基本としていきます。

公共用施設については、住民ニーズの多様化を踏まえ、地域の人口、交通体系、既存施設の実態等を勘案し、適切な配置を図りつつ、計画的に整備していきます。

⑦その他

ア 公園緑地の面積は、漸増傾向で推移しており、平成23年現在の都市公園等の面積は約3,900haとなっています。

都市の公園緑地は、自然環境の保全や大気の浄化、騒音の防止等の環境保全、人々に潤いとゆとりを与える憩いの場、災害時の避難場所、良好な景観形成等、都市の質的向上に寄与する多様な役割を果たしていることから、より充実を図ることが重要です。

そのため、新たな都市公園の整備を促進するとともに、緑化の推進、緑地の保全を図っていきます。

イ レクリエーション施設は、森林等の自然的土地利用からの転換を伴うものについては自然環境の保全に配慮し、慎重に対応していきます。なお、ゴルフ場の開発については、自然環境の保全や適切な県土利用を図るため、引き続き抑制していきます。

ウ 低未利用地は、農山村や都市等、それぞれの立地条件に応じて、周辺の土地利用との調和に配慮しながらその有効利用の促進を図っていきます。

エ 沿岸域は、地域の特色に応じて、漁業、レクリエーション、海上交通等として利用されている一方、豊かな自然環境を有することから、長期的な視点に立ち、総合的な秩序ある利用を図っていきます。その際、沿岸域の多様な生態系や豊かな水産資源、県民に開放された親水空間等としての利用に配慮します。

また、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図っていきます。

なお、新規の埋立てについては、その必要性を慎重に検討するとともに、自然環境、漁業の実態、水際線の有効利用等に十分配慮しながら適切に対応していきます。

(2) 県土の利用目的に応じた区分横断的な課題への対応

①持続可能なまちづくり

本県は、高度経済成長期の産業の発展とともに、急激に人口が増加し、郊外部での新市街地の整備が進められてきました。

これに伴い、病院や学校、官公庁等の公共公益施設等の郊外移転、モータリゼーションの進展や流通構造の変化等による大規模集客施設等の郊外立地が生じています。

一方、鉄道駅等を中心とした中心市街地においては、人口と都市機能の集積を図るため、これまで市街地再開発事業や土地区画整理事業等を進めてきたところですが、郊外部の発展の影響もあり中心部が衰退している地域もあります。

人口減少時代の到来、少子高齢化の一層の進展や二酸化炭素の排出量削減等の環境面等の制約の下においても、生活利便性を損なうことなく、誰もが生涯を通じて安心して快適に暮らせる持続可能なまちづくりが求められています。

そのため、都市においては、地域の実情を踏まえながら、これまでの郊外に拡大していくまちづくりを見直し、既存の社会資本ストックの活用や、土地の高度利用、低未利用地の有効利用等により、集約型のまちづくりを促進します。

また、農山漁村では、少子高齢化の急速な進展や担い手不足に加え、輸入農産物の増加や産地間競争の激化等により、地域を支えてきた農林水産業の活力や、集落機能の低下等の問題が生じています。

こうしたことから、持続可能な農山漁村づくりを図るには、担い手や生産条件の確保、環境保全、定住の促進といった様々な観点から農山漁村の活性化を進めることが必要となっています。

そのため、産業として自立できる農林水産業の実現、地域内の集落コミュニティの再生、体験型観光の推進等による都市との交流、新しいビジネスの創出、暮らしやすさの向上等を促進し、持続可能で活力のある農山漁村づくりを推進していきます。

また、持続可能なまちづくりのためには、各地域において良好な居住環境等の形成・管理を実現していくことが重要です。本県では、知識や経験豊富な高齢者が多く住み、自発的な市民活動も盛んです。これらの人的資源を生かしながら、地域づくりを担う住民、市町村等、多様な主体が連携した地域づくりを促進していきます。

②廃棄物・建設発生土・山砂採取跡地等への対応

ア 廃棄物の適正処理

平成23年度の一般廃棄物の排出量は220万t、再資源化率は24.0%、最終処分量は15.5万tとなっています。また、産業廃棄物の排出量は2,204万t、再資源化率は61%、最終処分量は42万t、不法投棄量は8,380tとなっています。

適切な県土の利用を促進するためには、廃棄物の排出量の減量化、再資源化に努め、それでもなお発生する廃棄物について、適正に処理する廃棄物処理施設を整備するとともに不法投棄等、不適正処理の根絶に努めることが必要です。

しかしながら、廃棄物処理施設が設置される場所によっては、設置に伴う森林等の自然環境や生活環境への影響等が周辺の住民により懸念されています。

また、産業廃棄物の不法投棄量はピーク時に比べ大きく減少しましたが、不法投棄自体は依然として後を絶ちません。不法投棄は、土壌・地下水の汚染、崩落・火災等の災害の発生や景観の悪化等を生じさせます。

これらの課題を解決するため、産業界との連携を図りながら、排出量の減少、再資源化の推進を図るとともに、廃棄物を取りまく多くの課題を解決するための総合的な施策を展開していきます。また、不法投棄の防止に向けた多様な主体との連携による取組を引き続き推進していきます。

イ 建設発生土の有効利用等

首都圏における建設工事に伴い発生した大量の建設発生土のうちには、

有効利用が十分になされずに本県に搬入され埋立て処分されているものもあり、平成24年度の「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「千葉県残土条例」という。）」に基づく埋立処分量は406万 m^3 となっています。

千葉県残土条例による許可を得ずに埋め立てる不適正な埋立ては、谷間・谷津田の自然環境・生態系や景観の悪化、土壌・地下水の汚染の原因となります。

また、許可を得た埋立ての場合でも、埋立てが行われる場所によっては、埋立てに伴う谷間・谷津田の自然環境・生態系や景観への影響等が周辺の住民により懸念されています。

適切な県土の利用を促進するためには、建設発生土の有効利用を促進し、処分を目的とした埋立てを抑制することが必要です。

そのため、建設発生土の工事間利用等を促進し、関係部局の連携により埋立ての適正化を確保するとともに、建設発生土の処理のあり方等について検討を行います。また、不適正な埋立ての防止に向けて、多様な主体との連携による取組を推進していきます。

ウ 山砂採取跡地等の森林回復等

本県には南西部地域を中心に、建設資材として良質な山砂が存在しており、首都圏の都市開発に欠くことのできない建設資材として大量の山砂が供給されています。平成23年度の土砂採取量は759万4,000 m^3 となっています。

山砂採取により、断崖や山肌をさらしたままであったり、植栽しても育たないまま森林が回復していない採取跡地や建設発生土の埋立て後の森林が回復していない跡地が点在し、自然環境や景観の悪化等が生じています。

こうした採取跡地等の再生や、新たな山砂採取や建設発生土の埋立てによる森林の減少の防止が課題となっています。また、産業廃棄物等の不法投棄防止への対応も必要です。

そのため、山砂採取跡地等の森林の回復への取組、事業者への指導、不法投棄の防止対策を推進していきます。

5 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は、平成29年、基準年次は、平成16年とします。
- (2) 県土の利用に関して、基礎的な前提となる人口及び世帯数は、国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別将来推計によると、本計画期間内において、本県の人口は減少傾向、世帯数は増加傾向で推移するものと予測されています。
- (3) 県土の利用目的に応じた区分（以下「県土の利用区分」という。）は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地(人口集中地区)とします。
- (4) 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況や過去における面積の推移等をもとに、「3 県土利用の基本方針」や「4 県土の利用目的に応じた区分に係る基本的な方向」を踏まえ、利用区分間の調整を行った上で、次のとおり定めるものとします。
- ① 農用地については、担い手の確保や利用集積を図り、農業経営の基盤を強化し、耕作放棄地の発生の防止に努めるとともに、農地転用許可制度等の適正な運用や集約型都市構造への転換を進め、農地の保全を図っていくことにより、農地面積の減少を抑え、約128,100haとします。
 - ② 森林については、森林の適切な保全・整備や多様な機能を活用した森林の利用の促進を図っていくとともに、林地開発許可制度等の適正な運用により、森林面積の減少を抑え、約159,700haとします。
 - ③ 原野については、地域の実情に即した保全を図っていくことにより、約600haとします。
 - ④ 水面・河川・水路については、県土の保全や防災のため、必要な河川改修の推進等を図っていくことにより、約18,000haとします。
 - ⑤ 道路については、地域間の交流・連携の強化等を図るための幹線道路ネットワークや地域の生活・産業に必要な道路の整備を図っていくことにより、約36,800haとします。

⑥ 宅地のうち、住宅地については、世帯数の増加やつくばエクスプレス沿線整備等に対応する一方、既存ストックの有効利用を重視し、集約型都市構造への転換を図っていくことにより、約54,300haとします。

工業用地については、工場誘致を推進するとともに、工業用地の整備、分譲、工場跡地の有効利用等を図っていくことにより、約6,900haとします。

その他の宅地については、国際的戦略拠点等への業務・研究機関の立地を促進するとともに、郊外への大規模集客施設の立地は抑制していくことを基本としながら、約26,100haとします。

⑦ その他については、公園緑地や鉄道等の交通施設用地、ゴルフ場等のレクリエーション用地、耕作放棄地、宅地造成中の土地等が含まれます。

そのうち、人々に潤いとゆとりを与える憩いの場や良好な景観形成、災害時の避難場所等、都市の質的向上に寄与する多様な役割を果たしている公園緑地については、都市公園等の整備を促進していくことにより、平成16年約3,500haから900ha増の約4,400haとし、全体として約85,200haとします。

⑧ 市街地については、つくばエクスプレス沿線整備等により、今後とも都市化が進展することが予想されることから、約64,000haとします。

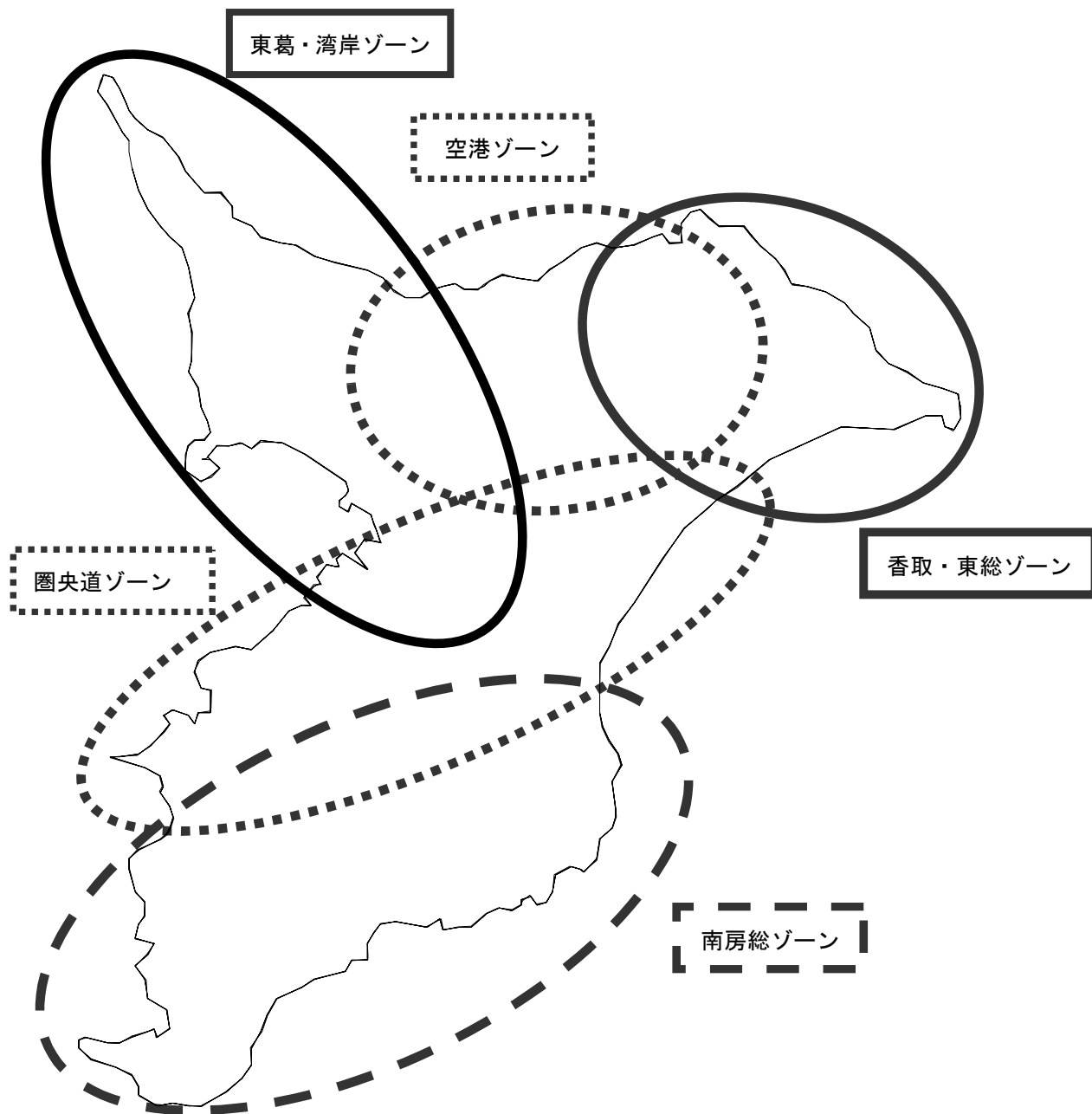
なお、以上の数値については、今後の経済社会状況の変化に応じて、弾力的に理解されるべき性格のものです。

表1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位:ha, %)

区 分	平成16年	平成29年	構 成 比		増 減 量 (H29-H16)
			H16	H29	
農 用 地	135,100	128,100	26.2	24.8	△ 7,000
農 地	134,500	128,000	26.1	24.8	△ 6,500
採草放牧地	600	100	0.1	0.0	△ 500
森 林	162,500	159,700	31.5	31.0	△2,800
原 野	1,400	600	0.3	0.1	△ 800
水面・河川・水路	17,800	18,000	3.4	3.5	200
道 路	33,800	36,800	6.6	7.2	3,000
宅 地	78,500	87,300	15.2	16.9	8,800
住 宅 地	49,100	54,300	9.5	10.5	5,200
工業用地	7,200	6,900	1.4	1.3	△ 300
その他の宅地	22,200	26,100	4.3	5.1	3,900
そ の 他	86,600	85,200	16.8	16.5	△1,400
合 計	515,700	515,700	100.0	100.0	0
市 街 地 (人口集中地区)	62,200 (H17年)	64,000	—	—	1,800

6 地域別に目指す方向性



※各ゾーンは以下の市町村を中心としています。

東葛・湾岸・・・千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市
鎌ヶ谷市及び浦安市

空 港・・・成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町及び芝山町

香取・東総・・・銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町及び東庄町

圏 央 道・・・木更津市、茂原市、東金市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、山武市、大網白里市
九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町

南 房 総・・・館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町及び鋸南町

(1) 東葛・湾岸ゾーン

東葛・湾岸ゾーンは、県中央部から北西部に位置し、東京都、埼玉県、茨城県と接しています。常磐自動車道、東関東自動車道水戸線や京葉道路、国道6号・14号・16号・296号・357号等の幹線道路ネットワークやJR・私鉄の各線等、東京都、埼玉県、茨城県方面との間に太い交流軸が形成されており、首都東京との近接性から早くから都市化が進み、県内でも有数の人口集積が認められます。本地域は、大型商業施設や都市型アミューズメント施設、工場・物流施設、多くの大学等が集積し、国際的な業務・コンベンション機能を有する施設が立地するなど、近代的な都市機能を備えた地域です。

また、利根川や江戸川などの河川、三番瀬や谷津干潟等の東京湾奥に残された貴重な干潟・浅瀬、内陸部の手賀沼等の水辺空間や谷津田、緑豊かな里山等、都市部にあつて貴重な自然環境・景観を有しています。

本地域は、東葛地域においては、江戸時代には東日本の農産物や海産物を江戸に輸送する河川交通の結節点として栄え、運送業・問屋業、今に受け継がれる醸造産業等の地場産業が発達し、物流や食料生産拠点として発展してきました。湾岸地域においては、江戸時代から成田山参詣の宿場町、江戸への航路としての港町等として栄え、法華経寺等の当時の名残が今に伝わっており、明治時代以降、県の政治・経済の中心として発展してきました。

本地域では、多様な分野の企業や大学、民間研究機関等が集積し、国際業務機能を有する幕張メッセ、国際拠点港湾に指定されている千葉港を有しているほか、収益性の高い都市農業が展開されています。そのため、地域の活性化を図るに当たっては、産学官の技術連携による研究開発やものづくりに適した環境、国際業務・研究開発・都市的サービス等の多面的な都市機能、消費地に近接する立地条件での農業等といった地域の強みを生かしていくことが望まれています。

その一方で、市街化の進展等による里山・緑地等の良好な自然の減少、交通渋滞、幹線沿道における自動車排出ガスによる大気汚染や自動車騒音、老朽化する社会資本の適切な維持管理等の対策、急激な都市化による都市基盤整備の遅れ等の問題が生じています。

また、機械・金属製品産業におけるものづくりの優位性の確保や都市型水害の防止、今後の急激な高齢者人口の増大に対する良質な生活環境の確保、住宅と工場が混在している地域での居住環境や生産環境等の課題もあり、その対応が必要となっています。

今後は、大学・研究機関等の世界レベルの研究機能を生かし、大学等と地域の連携による知的生産性に重点をおいたまちづくり・国際化の推進や、産業・商業・学術研究機関等の集積を図る等、国際競争力を有する広域的な交流・連携拠点の形成を目指します。また、都市機能の集積や伝統文化等の地域資源等を活用することにより、快適な居住空間と豊かな文化環境の創出を図り、新しいライフスタイルを追求し、職住近接に配慮した自立性の高い地域の形成を目指します。

さらに、良好な自然環境・景観の保全・形成や、環境・健康を軸にした地域における活動・交流の活性化、豊かなコミュニティの形成、防災性の向上を図り、自然と都市的・文化的な機能が調和した生活を続けることができる地域を目指します。

このため、土地利用混在の解消、適正な共存による居住環境や企業立地環境の向上、都市の防災機能を考慮した災害に強い市街地の形成を図り、都市的・自然的土地利用の調和に十分配慮した、本県の中核的な地域にふさわしい魅力的な都市づくりを推進します。さらに、ものづくりの優位性を維持していくため、これまで独立して成り立っていた技術について企業間の連携を強化し、技術の高度化を図るとともに、ものづくり現場における技術・技能の継承を支援していきます。

また、良好な都市・生活環境の形成に資する良質な住宅供給を促進するとともに、農地、緑地、里山の保全・活用や都市公園等の整備を図ります。

農地については、新鮮な農産物の供給のほか、防災空間、緑地やレクリエーションの場の提供等、多様な役割を果たしていることから、消費者との距離の近さを生かした農産物の直売活動の促進や体験型農業の展開等により、その保全を図ります。

河川・海辺等の水辺については、安全性や利便性等と自然環境の保全・回復とのバランスに配慮し、防災性・親水性の向上や水環境の再生を図ります。

道路については、諸都市の連携による都市機能の強化、物流の効率化や交通渋滞対策、沿道環境の改善等のため、東京外かく環状道路（以下「外環道」という。）の整備や、国道16号千葉柏道路、北千葉道路の具体化を促進します。

既存市街地については、再開発等による土地利用の高度化を図るとともに、密集市街地の解消等、誰もが暮らしやすい快適な居住空間の形成を促進します。

(2) 空港ゾーン

空港ゾーンは、県北部に位置し、利根川を境に茨城県と接しています。

東関東自動車道水戸線、国道51号・296号・356号・408号・409号等の幹線道路ネットワークや、JR成田線・総武本線等により、県北西部や茨城県と結ばれており、日本の空の表玄関である成田国際空港を有するとともに、その周辺に物流関係企業の集積が見られ、千葉ニュータウン等の大規模な市街地整備が進められてきました。また、成田スカイアクセスの開通や圏央道東金・木更津間の開通、高速バス路線の拡充等により、成田国際空港と都心や東京国際空港（羽田空港）、また、県内各地域を結ぶ交通利便性が着実に向上しています。

また、利根川沿いや印旛沼周辺には水田が、下総台地には畑地が広がり、里山も多く、水と緑の美しい自然環境を残した地域です。

本地域は、古くから農業が盛んで、江戸時代以降、利根川を上り江戸に至る水運や成田山新勝寺の門前町として栄え、毎年多くの参拝客が訪れるほか、かつての城下町の町並みや歴史的文化施設など数多くの貴重な歴史・文化遺産を有しています。

本地域では、成田国際空港を拠点とする空港関連・物流関係・先端技術産業の立地が進んでおり、大消費地東京へのアクセスが良い地理的条件や、平坦な北総台地が広がる土地的条件のポテンシャルを発揮した園芸農業が盛んなほか、大型店舗等の立地が進んでいます。

また、緑豊かな自然環境や成田山、歴史的文化施設等を生かした観光産業が展開されています。

そのため、地域の活性化を図るに当たっては、産業振興を支えていくため、発着枠30万回化の合意を受けて、LCC（ローコストキャリア）の就航や新規路線の開設などの新しい動きが活発化している成田国際空港の機能の拡充や、圏央道等の幹線道路ネットワークの整備、県北西部・都心部へのアクセス強化を図る北千葉道路の整備を進めることが望まれています。

その一方で、住宅開発等に伴う良好な自然の減少や、農業の後継者不足等の問題が生じています。

また、里山の保全、印旛沼の水質改善、空港周辺地域における航空機騒音対策、地元農林水産物・地域の観光資源を活用した地域ブランド製品の開発と販路の開拓や千葉ニュータウン事業の円滑な推進等の課題もあり、その対応が必要となっています。

今後、成田国際空港を活用した県経済の活性化に官民を挙げて取り組んでいくに当たり、この地域は、空港を中心とする広域的な人・物・財の流れの起点として重要な役割を果たすこととなります。そこで、空港機能の拡充や交通利便性の向上の効果も、地域内だけでなく本県全体の経済活性化につなげることを視野に、隣接する香取・東総ゾーンを含めた、地域の観光資源の広域的連携や一層の情報発信等により、国内外から訪れる人々を積極的に地域に誘導し、県内各地への回遊を促すほか、空港周辺や圏央道沿線等への企業立地の促進など、観光や産業振興など幅広い分野で、行政、住民、企業など地域が一体となって取り組みます。

また、圏央道等の幹線道路ネットワークの整備や歴史・文化遺産等を生かし、物流産業や県内の主要産地となっている梨・落花生や露地野菜等の農業、観光等の振興や農林水産業と食品産業の新たな連携を図り、豊かな自然と都市機能が調和した地域を目指します。

このため、圏央道や北千葉道路、圏央道に接続する国道296号や成田国際空港にも接続する県道成田小見川鹿島港線などの道路ネットワークの強化を図りつつ、周辺市町等と連携して空港機能を活用した地域振興に取り組むとともに、成田国際空港周辺地域における国際物流機能等の集積を図ります。

また、水辺や里山等の自然や、歴史的なまちなみ等の歴史・文化遺産の保全・活用を図ります。

農地については、6次産業化や農商工連携などの促進による高付加価値化、海外輸出を含めた販路拡大による産地競争力の強化を図るとともに、担い手の確保や利用集積、ほ場等の農業生産基盤整備の推進等により農業経営の基盤を強化し、その保全を図ります。

印旛沼については、流入河川を含めた災害に対する安全性の向上や水質の改善等に向けた取組を推進します。

成田国際空港周辺の地域については、航空機騒音により生ずる障害の防止に配慮した適切かつ合理的な土地利用を促進します。

千葉ニュータウンについては、「住む・働く・学ぶ・憩う」等の各種機能の複合した都市づくりを推進します。

(3) 香取・東総ゾーン

香取・東総ゾーンは、県北東部に位置し、東側は銚子から九十九里浜北部にかけて太平洋に面しており、西側は空港ゾーン、南側は圏央道ゾーンと接しています。

東関東自動車道水戸線、国道51号・126号・356号等の幹線道路

ネットワークや、JR成田線・総武本線により県内他地域や茨城県と結ばれていることに加え、圏央道や銚子連絡道路等の広域道路網の整備が進められており、都心方面からのアクセスについても向上が図られるほか、全国的に有名な銚子地域の漁業、水産加工業や、利根川沿いの水郷地帯や干潟八万石といわれる地域における稲作をはじめ露地野菜や施設園芸、植木栽培、畜産業等、多様性のある農業が営まれています。

また、犬吠埼や屏風ヶ浦、九十九里浜等の風光明媚な海岸線といった美しい自然環境や景観に恵まれるとともに、海水浴やサーフィン等のマリンスポーツも盛んです。

本地域は、古くから銚子沖の鰯漁、干潟耕地等の平野部での干拓による新田開発が行われたほか、海岸には全国有数のマツ林が形成されました。また歴史的なまちなみ等の貴重な歴史・文化遺産を有し、銚子は、利根川の水運により東北地方から江戸へ到る中継港として繁栄しました。

本地域では、全国有数の水揚げを誇る銚子漁港、海岸景観そして県内有数の農業地帯といった特色ある地域資源を有しており、醸造業や水産加工業も盛んであるほか、歴史・文化遺産を生かした観光産業が展開されています。

また、豊かな自然や歴史・文化遺産等の多彩な地域資源を有しています。

そのため、地域の活性化を図るに当たっては、県の骨格的な幹線軸のひとつとなる圏央道が地域を南北に縦断する形で整備されることにより、これらを生かした観光地域としての成長を促進していくことが望まれています。

その一方で、地域の主要な産業である農林水産業の後継者不足や耕作放棄地の増大、海岸の浸食等の問題が生じています。

また、美しい海岸線等の景観や森林の保全、人口減少時代において地域の自立性を高めるために必要な地元農林水産物・地域の観光資源を活用した地域ブランド製品の開発と販路の開拓、賑わい空間等の都市機能の集積、浸水被害防止のための河川整備の推進といった課題も抱えており、その対応が必要となっています。

さらに、人口減少が長く続き、高齢化が進んでいるほか、東日本大震災の影響も残り、観光客が減少するなど、地域の活力の低下が懸念されています。

今後は、圏央道の神崎ICから大栄JCTまでの区間の開通により、茨城県のみならず北関東や東北方面からの玄関口となり、また、LCC（ローコストキャリア）の就航や新規路線の開設などの新しい動きが活発化している

成田国際空港への近接性も相まって、交流・連携のポテンシャルが飛躍的に高まることも期待されることから、東北方面との連携や、成田国際空港を中心とする広域的な人・物・財の流れを積極的に取り込み、地域活力の向上につなげることを意識しつつ、産業振興やまちづくりを進めていくことを目指します。また、圏央道等の整備効果を生かし、先端技術産業、物流、商業、農業、水産加工業、居住等の機能がバランス良く充実し、環境と調和した自立性の高い地域の形成を目指します。

さらに、本県及び首都圏への農産物の主要な供給地として、農業者が意欲と展望を持ち続けながら農業経営ができる地域を目指すとともに、海岸の浸食への対応や豊かな自然景観の保全を図ります。

このため、地域の生活や産業基盤の安定を図るために津波や液状化による被災体験を教訓としたまちづくりに、市町村と連携して取り組むとともに、銚子連絡道路や国道356号などの道路ネットワークの構築による交流軸の強化を図り、先端技術産業、農林水産業と食品産業の連携による新たな地域産業の振興を図ります。また、水辺空間、地質遺産などの魅力ある自然景観や歴史文化資源を生かした観光を推進し、隣接する空港ゾーンとも連携して、成田国際空港からの外国人の来訪も意識した観光地づくりに取り組みます。

さらに、海岸の美しい景観を保全し、浸食から守るため、養浜計画の具体化、マツ林の保全を図ります。

農地については、県の農林水産業を支える一大産地であることから、今後もマーケット需要に応じた力強い産地づくりを推進するとともに、地域特産品のブランド化や6次産業化の促進、水田を利用した飼料用米の生産などの耕畜連携や、大規模経営体や農業法人の育成により、海外も視野に入れた食料の生産拠点として一層の機能強化に取り組めます。また、担い手の確保や利用集積、ほ場等の農業生産基盤整備の推進等により農業経営の基盤を強化し、その保全を図るとともに、農産物の流通の合理化を図るための広域農道の整備を推進します。

森林については、森林組合等の林業事業体等による整備への支援強化等による保全を図ります。

河川については、改修等により災害に対する安全性の向上を図るとともに、河川環境の整備を推進します。

(4) 圏央道ゾーン

圏央道ゾーンは、県中央部を東西に横断して位置し、西は東京湾、東は太平洋に面し、南には九十九谷をはじめとした緑豊かな上総丘陵が広がっ

ています。

館山自動車道、アクアライン、圏央道、長生グリーンライン、国道16号・127号・128号・297号・409号等の幹線道路ネットワークやJR内房線・外房線・東金線により、県内他地域や首都圏等の多様な地域と結び付きが強い地域であり、アクアラインからつながる圏央道の東金・木更津間の供用開始及び今後の更なる整備進展により、本ゾーン一帯が新たな県土軸で結ばれるとともに、成田・羽田両空港をつなぎ、首都圏全体の産業振興や防災面で極めて重要な機能を果たす、新たな広域道路ネットワークの一翼を担う地域です。また、世界有数の臨海コンビナートが形成されているほか、内陸工業団地の整備が進んでいます。

さらに、国際的な研究開発拠点を目指して、かずさアカデミアパークでの施設整備や研究開発事業が進められています。

また、開発の進んだ東京湾にあって、潮干狩りが楽しめる遠浅の海岸や海水浴やサーフィン等、県内のマリンスポーツの中心地となっている九十九里浜の風光明媚な海岸線、豊かな森林、河川の上流部に点在する溪谷や湖等の貴重な自然環境と美しい景観が多く残されています。

本地域は、江戸時代に木更津が江戸と上総・安房を結ぶ海上交通の結節点として栄えたほか、市原も古くから交通の要衝として発展してきており、昔も今も交通の結節点としての立地特性を有する地域です。また、古くから九十九里地域の鰯漁が行われたほか、海岸には全国有数のマツ林があり、山武地域を中心とした地区にはスギが植えられ林業地が形成されました。

本地域では、企業・研究機関等の集積が進められているかずさアカデミアパークのほか、内陸部の工業団地等には、電子機器や機械、化学等の企業が立地しています。また、地域の社会経済基盤として重要な役割を果たしている東京湾臨海部の工業地域、海岸部及び内陸部の豊かな自然環境と美しい景観、そして天然ガスの産出といった様々な地域特有の資源があります。

また、平野部を中心に稲作や施設園芸が盛んな地域であり、地域ブランドの確立による販売促進など多様な取組が展開されるとともに、ゾーン西部では鶏卵や牛乳生産が盛んです。さらに、ゾーン中部から東部にかけては、スギ・ヒノキ等の森林資源を有しており、本県林業の中核を担っている地域でもあります。さらに、東京湾では、全国でも高品質で有名なノリの養殖や、貝類漁業が営まれています。

そのため、地域の活性化を図るに当たっては、広域的な県内外や地域間の交流・連携の軸となるアクアライン、圏央道、館山自動車道や木更津港を活用するとともに、圏央道のさらなる整備等を進めていくことが望まれている

ます。

また、アクアラインからつながる圏央道の東金・木更津間の供用開始及び今後の更なる整備発展が企業立地の優位性を高め、地域の産業競争力の強化につながるとともに、生活圏の拡大や文化的交流の促進、さらには、広域的な救急医療体制の拡充などによりゾーン内の様々な連携を促し、地域の人々の生活に大きな影響を与えると考えられます。さらに、圏央道等によってもたらされる他地域からの人・物の流れの波及効果も加わって、地域の持つポテンシャルを大きく高めることが期待されます。

その一方で、駅前等の既存市街地の空洞化、農林水産業における後継者不足、農作物の鳥獣被害、森林への復旧が十分に行われなまま放置された山砂採取跡地による自然環境・景観の悪化、九十九里浜の浸食等の問題が生じています。

また、九十九里浜や房総の豊かな環境を育む森林の保全や京葉臨海コンビナート地域の国際競争力強化等の課題もあり、その対応が必要となっています。

今後は、交通結節点としての優位性を生かし、業務・研究開発・物流機能等の集積を図り、京葉臨海コンビナート地域において企業間連携による省エネルギーや生産効率化等を進めつつ、国際競争力の高い、環境と調和したコンビナートの構築や港湾の機能強化を推進するとともに、かずさアカデミアパークにおいて、国際的な研究開発拠点を目指して、バイオテクノロジーをはじめとする先端技術産業の集積を図ります。

また、地域が育んできた産業集積と、圏央道の開通による広域的な交流機能を十分活用した地域振興策を進めるとともに、これまでの発展経緯や地域区分にこだわることなく、地域内の資源の有機的な連携を促進し、本県経済のけん引軸を目指していきます。さらに、地域特性を生かした魅力ある農業の展開を図り、豊かな自然と多様な都市的サービスを楽しむ地域を目指すとともに、九十九里浜の浸食への対応や豊かな自然景観の保全を図ります。

このため、かずさアカデミアパークにおけるバイオ関連企業等の誘致や京葉臨海コンビナート地域における企業間連携による省エネルギー・競争力の強化に向けた取組の推進、企業の環境や地域づくりへの取組を促進します。

また、圏央道沿線地域への産業の受け皿づくりや、物流や商業を含む幅広い企業立地の促進、農林水産業の生産力強化やマーケット需要に応じた

力強い産地づくりを推進するとともに、6次産業化や農商工連携の促進による高付加価値化や、県産木材の建築物等への利用促進などに取り組みます。さらに、内房と外房の海、丘陵地帯という多彩な自然環境や観光資源を生かしたグリーン・ブルーツーリズム等の特色ある観光の仕掛けづくり等により、積極的に地域の魅力発信に取り組んでいきます。また、九十九里浜の美しい景観を保全し、浸食から守るため、養浜計画の具体化、マツ林の保全等を図ります。

そして、緑豊かな環境の中で快適な生活ができる住宅地の整備や教育・文化・福祉・医療等の都市的サービス機能の充実を図るとともに、まちなか居住の促進等による既存市街地の再生を図ります。

農地については、担い手の確保や利用集積、中山間地域等の農業生産基盤、生活環境基盤の整備の推進等により、その保全を図るとともに、農産物の流通の合理化を図るための広域農道の整備を推進します。また、有害鳥獣による被害防止のため、捕獲体制を整えます。

森林については、森林組合等の林業事業者等による整備への支援強化等による保全を図り、山並み・渓谷等の美しい自然環境や景観の保全を図るとともに、山砂採取跡地の森林回復を促進します。

河川については、改修等により災害に対する安全性の向上を図るとともに、河川環境の整備を推進します。

道路については、圏央道の開通効果を地域全体でしっかりと受け止め、その効果を南房総ゾーンや香取・東総ゾーンへと波及させるため、圏央道から分岐してゾーン内の各地域や隣接するゾーンへとつながる銚子連絡道路、長生グリーンライン、千葉東沿岸地域へアクセスする地域高規格道路や国道297号、国道410号などの整備、さらには追加インターチェンジの設置による道路ネットワークの充実を図るとともに、圏央道の全線開通、さらには4車線化整備が図られるよう努めていきます。

(5) 南房総ゾーン

南房総ゾーンは、県南部に位置し、東、南、西の三方を海で囲まれ、内陸部は房総丘陵が広がっています。

館山自動車道、国道127号・128号・297号・410号・465号等の幹線道路ネットワークや、JR内房線・外房線、私鉄等により、周辺地域や県の中央部と結ばれているほか、海の玄関口として館山港の整備も進められており、冬でも温暖な気候や豊かな漁場を生かして、多様な農業、漁業が行われている地域です。また、アクアラインからつながる館山自動車道や圏央道などの広域道路網の整備進展に伴い、高速バス路線も充

実し、通勤・通学範囲が広がりつつあります。

さらに、南房総国定公園に代表される美しい海岸線、緑豊かな丘陵を有する自然環境や美しい景観と温暖な気候を生かした観光・リゾート地としての豊富な資源を有しています。

本地域は、古くから海路の玄関口や城下町として栄え、戦国大名里見氏や本多氏ゆかりの史跡等が数多く残されています。

本地域では、美しい海岸線や緑豊かな丘陵・里山、冬でも暖かい気候を生かした花き・果樹・野菜等の園芸農業、和田漁港を基地とした捕鯨、カツオ等の漁船漁業やイセエビ等の磯根漁業等が盛んであり、筍等の特色ある林産物も産出されています。また、夏は海水浴、秋は紅葉狩り、冬から春にかけては花摘みやいちご狩りといった観光が1年を通して展開されています。道の駅や直売所が多数あり、特に道の駅では、地元で生産された農水産物やその加工品等の販売だけでなく、体験農業の併設などの工夫を凝らしており、観光スポットとしても魅力にあふれており、近年は特に「食」による観光振興も盛んになっています。

そのため、地域の活性化を図るに当たっては、アクアラインや館山自動車道、館山港等を生かし、豊富な農林水産物を活用した観光・リゾート地域としての成長や、特色のある農業、漁業等を生かしていくことが望まれています。

その一方で、人口減少、少子高齢化に伴う過疎化、農林水産業における後継者不足、農作物の鳥獣被害に加え、地域の貴重な財産である農地や里山の保全等の問題が生じています。

また、宿泊者数の伸び悩み、風雨等による自然災害の未然防止や被害の最小限化、ライフラインとしての道路の整備等の課題もあり、その対応が必要となっています。

今後は、温暖な気候や美しい自然環境等を生かしたグリーン・ブルーツーリズム、エコツーリズムや健康づくりツアー等の参加体験型観光を推進し、より一層の観光・レジャー産業を中心とした地域の形成を目指します。

また、豊かな自然環境などが魅力となり、都市部に暮らす人々の移住先としての関心が高まっていることから、都市から農山漁村への移住希望者等に対応し、定住人口を増やすとともに、企業のニーズに対応した産業振興に取り組むほか、農林水産業と食品産業の新たな連携によりこの地域の伝統的な食や加工品を一層磨き上げ、地域ブランド化を促進します。

このため、海岸線や里山等、恵まれた自然資源の活用や自然景観の保全を図るとともに、自然公園の整備を促進します。

また、観光での宿泊者の増加や、地域への居住希望者への対応を図るため、体験型観光の充実や定住に向けた取組を促進するとともに、地域の特性・強みを生かした企業活動を支援します。

農地については、担い手の確保・育成のための体制づくりや熱帯果実などの新たな地域特産物の開発、観光・体験型農業、いわゆるグリーンツーリズムなどの取組を推進するとともに、中山間地域等の農業生産基盤整備、生活環境基盤の整備の推進等により、その保全を図ります。また、有害鳥獣による被害防止のため、防護と捕獲体制を整えます。

森林については、森林組合等の林業事業体等による整備への支援強化等による保全を図ります。

河川については、改修等により災害に対する安全性の向上を図ります。また、土砂災害を防止するために、地すべり対策等を推進します。

道路については、外房地域等へのアクセスの改善、観光交通渋滞の緩和、災害時の代替路の確保等のために、地域高規格道路等の整備を推進します。

表2 地域別の利用区分ごとのおおむねの規模の目標

(単位: ha, %)

区 分	東葛・湾岸				空港				香取・東総			
	平成16年	平成29年	構成比	増減量	平成16年	平成29年	構成比	増減量	平成16年	平成29年	構成比	増減量
			H29				H29				H29	
農 用 地	16,100	15,000	16.9	△ 1,100	26,200	25,400	34.5	△ 800	32,900	31,400	43.8	△ 1,500
農 地	16,100	15,000	16.9	△ 1,100	25,900	25,400	34.5	△ 500	32,900	31,400	43.8	△ 1,500
採 草 放 牧 地	0	0	0	0	300	0	0	△ 300	0	0	0	0
森 林	9,300	8,800	9.9	△ 500	15,000	14,500	19.7	△ 500	12,600	12,400	17.3	△ 200
原 野	0	0	0	0	500	200	0.3	△ 300	400	100	0.1	△ 300
水面・河川・ 水 路	2,600	2,730	3.1	130	3,000	2,920	4.0	△ 80	1,900	2,000	2.8	100
道 路	8,400	9,700	11.0	1,300	5,400	5,800	7.9	400	5,400	5,000	7.0	△ 400
宅 地	30,600	33,700	38.2	3,100	10,400	12,400	16.9	2,000	7,900	8,500	11.9	600
住 宅 地	19,500	21,900	24.8	2,400	6,700	7,600	10.3	900	5,400	5,700	8.0	300
工 業 地	2,400	2,100	2.4	△ 300	400	400	0.6	0	300	300	0.4	0
そ の 他 の 宅 地	8,700	9,700	11.0	1,000	3,300	4,400	6.0	1,100	2,200	2,500	3.5	300
そ の 他	21,400	18,470	20.9	△ 2,930	13,000	12,280	16.7	△ 720	10,600	12,300	17.1	1,700
合 計	88,400	88,400	100.0	0	73,500	73,500	100.0	0	71,700	71,700	100.0	0
市街地 (人口集中 地区)	(H17年) 41,500	42,200	—	(増減) 700	(H17年) 6,000	6,600	—	(増減) 600	(H17年) 1,400	1,400	—	(増減) 0

(単位:ha, %)

区分	圏央道				南房総			
	平成16年	平成29年	構成比	増減量	平成16年	平成29年	構成比	増減量
			H29				H29	
農用地	44,700	41,900	22.8	△ 2,800	15,200	14,400	14.7	△ 800
農地	44,400	41,900	22.8	△ 2,500	15,200	14,300	14.6	△ 900
採草 放牧地	300	0	0	△ 300	0	100	0.1	100
森林	71,200	70,100	38.1	△ 1,100	54,400	53,900	54.8	△ 500
原野	400	300	0.2	△ 100	0	0	0	0
水面・河川・ 水路	6,800	6,800	3.7	0	3,500	3,550	3.6	50
道路	10,900	12,400	6.7	1,500	3,700	3,900	4.0	200
宅地	23,600	26,200	14.3	2,600	6,000	6,500	6.6	500
住宅地	13,500	14,700	8.0	1,200	4,000	4,400	4.5	400
工業 用地	3,900	4,000	2.2	100	100	100	0.1	0
その他 の宅地	6,200	7,500	4.1	1,300	1,900	2,000	2.0	100
その他	26,200	26,100	14.2	△ 100	15,500	16,050	16.3	550
合計	183,800	183,800	100.0	0	98,300	98,300	100.0	0
市街地 (人口集中 地区)	(H17年) 12,500	13,000	—	(増減) 500	(H17年) 800	800	—	(増減) 0

7 計画を実現するための措置と推進体制

(1) 計画を実現するための措置

①国土利用計画法等の適切な運用

適切な土地利用の確保を図るため、国土利用計画法やこれに関連する土地利用関係法である都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の適切な運用により、また、本計画、土地利用基本計画等の地域の土地利用に関する計画に基づき、土地利用の計画的な調整を推進します。その際には、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係行政機関相互間の適切な調整を図ります。

②県土の質的向上・有効利用の促進

ア 健全な循環が維持され、地球温暖化を防止する社会の構築

資源循環型社会の構築に向けて、「千葉県廃棄物処理計画」に基づき、県民一人ひとりが大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、行政、県民、事業者が一体となって、3R（廃棄物の発生抑制（リデュース Reduce）、再使用（リユース Reuse）、再生利用（リサイクル Recycle））をより一層推進するとともに、「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づきバイオマスの利活用を促進します。

また、廃棄物の発生抑制や再資源化等に努めても、なお発生する廃棄物については、適正処理の推進を図るとともに不法投棄対策を徹底します。

大気・水・地質環境については、「大気汚染防止法」や「自動車 NOx・PM法」等に基づく工場・自動車等からの排出ガスの規制、自動車交通量の増加に伴う対策、「水質汚濁防止法」等に基づく工場等からの排水の規制、下水道整備の推進等による生活排水対策、「千葉県環境保全条例」に基づく地下水汚染の防止対策、「土壌汚染対策法」や「千葉県環境保全条例」に基づく土壌汚染の防止対策を推進します。また、地盤沈下については、地盤変動状況の監視と地下水及び天然ガスかん水の揚水規制等を実施します。

健全な水循環の確保の観点からは、農地・森林の適切な維持管理、有効かつ効率的な水利用の促進、雨水の地下浸透の促進、河川、湖沼や沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を図ります。また、渇水対策の面から水資源の重要性に関する県民の意識を高め、雨水・生活排水の有効利用等の水利用の合理化を促進します。

なお、印旛沼・手賀沼・東京湾等の閉鎖性水域では地形上、汚濁がとどまりやすく、アオコや赤潮が発生する等の二次汚濁の影響もあることから、「湖沼水質保全計画」、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき、水質改善に向けた各種対策を総合的、計画

的に推進します。

地球温暖化防止については、「千葉県地球温暖化防止計画」において、温室効果ガス排出の主な部門（家庭、事務所等、運輸、製造業）ごとに削減目標を定め、県民・市民活動団体・事業者・市町村等と連携を図りながら温室効果ガスの削減を推進します。

そのため、温室効果ガス排出量の増加が著しい部門（家庭、事務所等、運輸）、温室効果ガス排出量が相対的に多い部門（製造業）への対策・施策のほか、太陽光・風力等の新エネルギーの導入、バイオマスの利活用、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全等の多種多様な取組を促進します。

自然界の健全な物質循環に寄与する農地・森林の保全・有効利用の促進に向けては、農業生産活動に伴う農地、森林の多面的な機能に着目した維持保全・管理のあり方、農林業の振興、所有者に加えて、県民・市民活動団体・事業者等、多様な主体の関与といった多様な観点からの取組・検討を促進します。また、化学合成農薬と化学肥料を通常のおおひた以下に減らし、環境への負荷を軽減する「ちばエコ農業」を推進していきます。

イ 安全で安心できる暮らしの確保

自然災害に備えて、被害の発生の予防や災害が発生した場合の被害を最小限に抑えるため、「災害対策基本法」に基づき策定した「千葉県地域防災計画」により、市町村をはじめ、国やライフライン機関等の防災関係機関と連携・協働して災害対策に取り組みます。

また、各法令等に基づき、水害・土砂災害の防止に資する森林の保全・整備、水系ごとの河川改修、調節池等の治水施設や土砂災害防止施設の整備、津波・高潮や浸食等から防護するための海岸保全施設の整備、宅地造成工事の規制、道路・交通施設、建築物、ライフライン等の耐震対策、防災機能を担う都市公園・避難場所や地域防災拠点等の整備、都市の防災構造を考慮した災害に強い市街地の形成、防災マップの作成、防災知識の普及、災害時における情報の収集及び提供等を推進します。

なお、県では津波からのハード面における多重防御として、河川、海岸の堤防嵩上げや土塁・保安林などの整備を推進します。

さらに、地域における「自助」や「共助」の力を高めていくため、自助・共助の防災意識を高める防災教育の推進や自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、県民や事業者、県・市町村などの役割や取組事項を明らかにした「防災基本条例」を制定し、県民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図ります。

環境面においては、良好な大気・水、良質な土壌環境の確保に向けて、7（1）②アの記述のとおり、各種の施策を総合的・計画的に推進します。

また、安全で安心なまちづくりを推進するため、犯罪の防止に配慮した道路、公園等の構造や設備に関する指針の普及や交通事故の防止に配慮した道路環境面の対策に努めます。

ウ 良好な景観の保全・形成

県内各地の美しい山並みや海岸線、田園や棚田風景、歴史的なまちなみ、個性あふれる市街地等の景観を生かした美しい県土づくりを総合的、計画的に推進するため、育成型の理念を盛り込んだ「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」や同条例に基づく基本方針に沿った景観施策を推進するとともに、景観行政の主体となる市町村への支援、県民や事業者等の景観に関する関心と理解の醸成、良好な景観づくりへの参加等を促進します。

また、良好な景観の保全・形成に資する農地・森林の保全・有効利用、景観に配慮した公共施設の整備、都市計画法による用途地域・地区計画制度の活用促進、歴史的風土の保存、文化財の保護を図るとともに、「千葉県屋外広告物条例」に基づく必要な規制等を行います。

エ 人と自然との共生

生物多様性の保全に向けては、その基本計画である「生物多様性ちば県戦略」に基づき、各種の施策を、市町村、県民や市民活動団体等の多様な主体と連携・協働して推進し、生物多様性の保全・再生を図ります。

自然環境の保全に向けては、必要に応じ、「自然公園法」、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、「千葉県自然環境保全条例」、「千葉県立自然公園条例」に基づき、保全すべき地域を指定し、開発行為等の制限を行います。

また、東京湾に残された貴重な干潟・浅瀬の三番瀬については、徹底した情報公開と住民参加により作成された再生計画案をもとに策定した「千葉県三番瀬再生計画（基本計画）」に基づき、県民・漁業者・市民活動団体等の多様な主体と連携・協働してその再生に取り組みます。

このほか、良好な環境を確保するため、公共事業については計画段階において環境配慮の検討を行い、また、開発行為等、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業については、「環境影響評価法」、「千葉県環境影響評価条例」に基づき、適切な環境影響評価の実施による環境保全措置の検討を行い、事業の実施に当たり環境保全への適正な配慮を図ります。

里山の良さを次の世代に引き継いでいくため、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（以下「千葉県里山条例」という。）」や「千葉県里山基本計画」等に基づき、里山活動協定締結の促進、里山を活用した地域づくり、里山活動への県民や企業の主体的な参加の促進、里山活動団体の育成等、土地所有者、県民、市民活動団体、市町村、企業等の多様な主体が連携・協働した取組を推進します。

また、都市の拡張を抑制し、周辺の自然環境を保全する観点から、地域の実情を踏まえながら、集約型都市構造に向けたまちづくりの促進や都市計画の見直しを行います。

オ 地域の多様性・魅力を生かした活力の創出

農林水産業については、戦略的な産地強化と高収益型農林水産業への転換の促進による「農林水産王国・千葉の復活」と緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進による「農山漁村の活性化」の実現を目指した「千葉県農林水産業振興計画」に基づき、目指すべき本県農林水産業の実現を図ります。

農業については、園芸をはじめ早場米産地としての競争力強化、酪農の生産基盤強化をすすめ、農業産出額の2位奪還を目指します。

林業については、森林資源の循環利用による森林の持つ多面的機能の維持・向上が図られるよう森林組合など担い手の育成・強化や森林経営計画の作成を推進します。また、路網整備などを進め低コスト作業システムを確立し、高齢級化した森林の再生を図ります。さらに搬出木材の利用促進を図るため、県産材の需要拡大に取り組みます。

水産業については、「収益力の高い漁業経営体への転換」を基本方向とし、この実現に向け、沿岸重要資源の管理の強化や、つくり育てる漁業を推進して生産の維持増大を図るとともに、省人、省エネ型漁船の導入や協業化などの推進に取り組みます。また、拠点漁港の機能強化を進め、産地間競争力の強化を図ります。さらに、ノリ養殖業については、コスト低減の取組や新たな需要の開拓を推進します。

商工業については、計画的・総合的な地域の産業振興に向けて、「明日のちばを創る！産業振興ビジョン」に基づき、本県の地域特性・現にある産業集積を生かした戦略的な産業振興・企業誘致を推進します。また、多様な企業群により地域社会の基盤としての役割を担っている中小企業については、「ちば中小企業元気戦略」によりその活性化を図ります。

観光については、本県の豊かな自然、新鮮な海・山の幸、優れた歴史・

文化等の多様な観光資源や首都圏に位置する立地条件を生かして、「千葉県観光立県の推進に関する条例」や観光立県ちば推進基本計画に基づき、魅力ある観光立県千葉の実現を目指し、産業としての観光の持続的な発展を図ります。

全国や県内各地との交流と連携を促進し、地域の活性化に資する広域的な交通網の整備・活用に向けては、成田国際空港、千葉港・木更津港の機能強化、圏央道、外環道等の幹線道路ネットワークの整備や交通渋滞の緩和を推進します。

なお、道路等の社会資本については、社会資本総合整備計画に基づき、地域の実情に対応した重点的・効率的な整備を進めます。

生活の質的充実や産業活動の振興に資する情報通信網の活用については、行政サービスなどの分野におけるICTの活用の拡充を図ります。

また、恵まれた自然環境の活用、他地域との交流促進、地場産業の振興と就業環境の整備、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり等により、多様な個性・特色を生かした地域づくりを促進します。

カ 世界に開かれた県土利用

成田国際空港を中心とした国際空港都市としての「成田」、幕張メッセや国際的先端企業・外資系企業が集積している複合機能都市としての「幕張」、国際的な学術研究拠点と産学官連携による産業拠点としての性格を併せ持つ「柏・流山」、「かずさ」等の国際的な戦略拠点の環境整備を引き続き推進するとともに、世界とのゲートウェイ機能を有する成田国際空港や千葉港を生かしながら、国際拠点としての機能の充実を図ります。

また、姉妹州等、海外との協力関係を強化・活用し、外資系企業の誘致の推進や国内に立地している外資系企業の本県へのビジネス拡大のための活動を展開していくとともに、東南アジア、中国、EUを中心に海外市場の開拓を図り、本県の品質の高い農林水産物の輸出を促進します。

さらに、海・山・森等の豊かな自然環境、歴史・文化遺産、レクリエーション施設等の多彩で魅力ある観光資源を生かした外国人観光客の誘致の促進や受入体制の整備を図ります。

そして、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催にあたっては、日本の玄関となる成田国際空港の機能の一層の拡充や、成田国際空港から東京都内や羽田空港へのアクセス強化、圏央道の早期全線開通などについて、これまで以上に強く国に働きかけ、大会を支える基盤整備を加速させることを推進します。さらに、海外のアスリートや観戦客を温かい

おもてなしの心で迎え、世界に向けて千葉県の魅力をアピールするため、市町村や民間企業等とも連携しながら、外国人も安全で快適に周遊できる環境整備、観光資源の磨き上げ、積極的な情報発信などを図ります。

③土地利用転換の適正化

土地利用の転換に当たっては、いったん転換された土地利用が容易には元には戻せないことや生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等に鑑み、人口、産業の動向、周辺の土地利用の状況等、自然的・社会的条件を総合的に勘案し、適切に行われるよう努めます。また、転換途上であっても条件の変化を勘案し、必要な場合には計画の見直し等、適切な措置を講じられるよう努めます。

農用地の利用転換については、食料生産の確保、農業経営の安定、地域農業や地域景観等へ及ぼす影響に配慮し、地域の実情に応じて都市的土地利用との調整を図りつつ、農地法による農地転用許可制度等の適正な運用を通じて、無秩序な転用を抑制し、優良な農用地が確保されるよう十分考慮します。

森林の利用転換については、森林法による林地開発許可制度等の適正な運用を通じて、森林の計画的な保全管理と森林資源の有効活用に留意しつつ、災害の発生、自然景観・環境の悪化等、公益的機能の低下を防止することに十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。

大規模な土地利用転換については、その影響が大きく広範であるため、環境影響評価を適切に行い、市町村・地域住民の意向等、地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、県土の保全と安全性の確保、環境保全等に配慮しつつ適切な土地利用の確保を図ります。

農用地と宅地が混在する地域において土地利用転換を行う場合は、混在の進展による弊害を防止するため、無秩序な開発を抑制し、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図ります。

④県土の利用目的に応じた区分ごとの有効利用の促進

ア 農用地

国際化の波にも対抗できる農業生産・農業経営の基盤の強化に向けて、農地利用集積の促進、農業生産基盤整備の推進、経営の大規模化、効率化

の促進や高収益な経営体の育成を図ります。また、直売所、加工施設等の整備や関連産業との連携による6次産業化など新たなビジネスの展開を支援することにより、小規模農家や女性農業者等の多様な主体が活躍しうる地域農業づくりを進めるとともに、多様な人材の参加による集落営農の展開や農業への就労支援等を図り、農地の保全や有効利用、耕作放棄地の発生防止を促進します。

このほか、グリーンツーリズム等による都市と農村の交流、市民農園、棚田の保全等、県民・市民活動団体等の多様な主体による農地の保全・利活用への取組に対して支援を図ります。

市街化区域内の農地については、新鮮な農産物の供給、緑地、防災空間、レクリエーションの場、農業体験学習の場等の多様な役割を發揮する貴重な空間であることから、生産緑地の保全や市民農園の整備・利用を促進するとともに、都市農業に対する住民理解を醸成し、良好な都市生活環境に資する空間として有効利用を図ります。

イ 森林

森林を県民が共有する豊かな財産として次代へ引き継ぐため、森林組合等の林業事業体等による森林整備への支援強化や県有林の整備を推進するとともに、森林・林業の再生を実現するため、地域において、将来の森林のあり方を見据えて森林づくりに取り組む人材の確保・育成や、県産木材の利用を促進します。

また、治山事業により災害に強い森林づくりを推進し、森林の防災機能の強化を図るとともに、生物多様性の保全、教育や健康、レクリエーション等の森林の持つ多様な機能に応じた森林の利用促進に向け普及啓発に取り組めます。

さらに、山砂採取跡地等における森林の適切な回復への取組や林地開発許可制度の適切な運用を図るため、平成22年に制定した「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」に基づき、林地の保全を図ります。

また、里山の保全・整備・活用を推進するため、千葉県里山条例等に基づき、土地所有者をはじめ、県民、市民活動団体、市町村、企業等の多様な主体と連携した取組について一層の拡充を図ります。

ウ 原野

原野については、植物の自生地、野生動物の生息地等として貴重な自然環境を形成しているものもあり、そのようなものについては今後も保全を図ります。

エ 水面・河川・水路

水面（湖沼・ダム・ため池）については、水資源の確保、自然環境の保全等、各々の有する機能の維持向上に努めます。

印旛沼・手賀沼の水質の改善に向けては、「湖沼水質保全計画」に基づく各種対策を推進するとともに、住民・市民活動団体・事業者・行政等が一体となり、「印旛沼流域水循環健全化計画」、「手賀沼水循環回復行動計画」に基づく取組を推進します。

河川については、大雨等による浸水に対する安全性の向上、水資源の確保、水質の改善、流域における雨水の貯留・浸透の促進等、治水・利水の機能発揮に留意した整備を推進します。また、津波対策として、数十年から百数十年に一度程度来襲が想定される比較的頻度の高い津波に対する整備を推進します。整備に当たっては、地域住民の意見を反映し、生物の生息環境や周辺の自然環境に十分配慮しながら、親水性に富んだ施設の設置に努め、県民の憩いの場としての機能が発揮できるよう努めます。

水路（農業用水路・排水路）については、親水・防災等の様々な機能や自然環境・生物多様性の保全に配慮した整備を推進するとともに、計画的な修繕・施設更新や地域住民の参加による維持管理への支援を図ります。

オ 道路

道路のうち、一般道路については、高速道路網の整備による県内外各都市間の時間距離の短縮や地域間の交流・連携強化による地域の活性化を図るとともに、これらと一体となって機能する国道、県道等の体系的整備を推進します。

また、市街地における混雑・渋滞の緩和を図るため、交差点の改良、踏切の除却、環状道路やバイパス等を整備し、都市機能の強化を図ります。

そして、歩行者や自転車等の安全な通行を確保するため、誰もが安全で快適に道路を利用できるよう幅が広く段差のない歩道等の整備を図るとともに、事故の多発している交差点の改良や舗装道路の修繕等による安全性・快適性の確保、災害時の輸送路における橋梁の耐震化等による防災機能の強化、歩車道分離等による安全性の向上や防犯機能の強化等を推進します。また、地域生活との関連性を重視し、歩行者の視点も踏まえ、道路緑化や無電柱化、良好な沿道環境・まちなみ景観の形成を図るとともに、地域環境に与える影響を十分考慮して、良好な景観形成や自然環境に配慮した道路環境の整備を推進します。

整備に当たっては、地域の実情に応じた歩道幅員等、効率的・効果的な

整備、既存道路の計画的な維持管理による有効活用、地域特性を考慮した事業の重点化を推進します。

農道や林道については、農業農村整備事業、林道開設事業等の推進により、その整備を図るとともに、自然環境の保全に十分配慮します。

カ 宅地

(ア) 住宅地

住宅地については、無秩序な開発を防止し、安全でゆとりある良好な居住環境の確保等に配慮しながら、土地区画整理事業、宅地開発等により、宅地需要に応じた適正な規模の住宅地の供給を図ります。

また、環境共生住宅の普及促進、住宅の防災性・耐震性の向上、住宅の長寿命化等、良質な住宅ストックの形成を図るとともに、市町村と協力して、用途地域・地区計画等の都市計画、開発許可、緑地協定等の各種制度の活用を図り、安全性、快適性等の向上のためオープンスペースを確保する等、良好な居住環境を備えた市街地の形成を促進します。

さらに、県民が住宅や住宅地を安心して選択できるよう住情報の提供の促進や住宅性能表示制度の利用促進等、市場の環境整備を通じて、住宅地の持続的な利用を図ります。

なお、現在造成中の地区については、造成事業の円滑な推進を図るとともに、市街化調整区域の大規模住宅開発については、抑制していくことを基本とします。

(イ) 工業用地

工業用地については、本県独自の産業資源や地域特性を踏まえた強みを積極的に打ち出して、広く外資系企業も含め企業誘致活動を推進します。

また、個々の企業における立地場所、規模、形状、交通アクセス等に係る多様なニーズに対応した工場誘致を推進するとともに、地域の特性に応じて景観・環境の保全等に配慮した工業用地の整備、分譲、工場跡地の有効利用等を図ります。

住工混在地区については、市町村と協力して、地域の合意形成のもと都市計画を活用し、混在の解消若しくは共存を図り、適切な土地利用を促進します。

(ウ) その他の宅地（業務・研究・商業等の用地）

その他の宅地については、産業クラスター形成の促進、研究開発や開

発技術の事業化の推進に向けて、業務施設、研究機関等の誘致の推進を図ります。

また、都市計画やまちづくりとの整合を図りつつ、商業・業務機能が効率的に発揮できるよう、都市交通施設の整備や地域の実情に応じた市街地再開発事業等を促進します。

商業地については、大型店と地域商業者との協働を促進するとともに、まちづくりと一体となった商業の活性化を図っていきます。

大規模集客施設については、都市構造への広域的な影響、都市計画やまちづくりとの整合に配慮して適切に誘導を図ります。

公共用施設については、環境の保全、耐震性の確保や災害時における施設の活用に配慮して整備します。

キ その他

(ア) 公園緑地については、都市公園の整備を推進し、市町村との連携による緑化地域制度や緑地協定制度の活用を図るとともに、屋上・壁面緑化に向けた支援の検討等を行い、市街地の緑の保全・創出を図ります。

(イ) 低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用や環境保全等の観点から、農地としての活用を基本として推進するとともに、自然的・経済的に農地としての回復が困難なものについては、周辺土地利用との調整を図りながら森林等、農地以外としての活用を促進します。

市街化区域・用途地域等の低未利用地については、県土の有効利用、防災性向上、良好な都市環境の形成の観点から市街地再開発事業、土地区画整理事業等による計画的な活用を推進します。

(ウ) 沿岸域については、地域の特色に応じて、自然環境や景観の保全、緑化の推進、親水性の確保等に配慮し、漁業、海上交通、レクリエーションの場等としての活用を図るとともに港湾、漁港、海岸保全施設等の整備を推進します。また、津波対策として、数十年から百数十年に一度程度来襲が想定される、比較的頻度の高い津波に対する整備を推進します。

三番瀬については、「千葉県三番瀬再生計画」に基づき、長期的な視点に立ち、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指して、各種再生事業を推進します。「海や浜辺の利用」についても再生事業のひとつとして位置づけ、人が海と親しめる場所や機会の確保、住民参加のもとでの海や浜辺の利用のルールづくりに取り組みます。

⑤県土の利用目的に応じた区分横断的な課題への対応

ア 持続可能なまちづくり

誰もが安全に暮らしやすく、活力とにぎわいのあるまちづくりに向けて、地域の特性に応じて都市計画を見直す等のソフト施策を展開しながら、持続可能でコンパクトな都市に転換していくことを検討し、バリアフリー化された歩行者空間の確保、誰にでも使いやすい建築物の整備の促進等、中心市街地等におけるユニバーサルデザインの一層の普及、都市機能の集積、身近な公共交通網の活用等による交通の利便性の確保、まちなか居住等を促進していきます。

また、中心市街地の活性化に向けた推進体制づくりや国から市町村への交付金等、各種施策の積極的な活用を支援します。

農山漁村については、農林水産業の生産・経営の基盤の強化を推進するとともに、多様な人材の参加による集落営農の展開等を基本に、首都圏に位置する立地条件を生かし、都市住民が何度でも足を運びたいくなるようなグリーン・ブルーツーリズムを積極的に推進し、都市と農山漁村の交流を促進します。

また、地域で働き、暮らし続けることができる地域づくりに向けた取組を支援します。

また、各地域において、良好な居住環境等の形成・管理を実現していくための地域住民、市民活動団体、事業者、市町村等が連携・協働する様々な取組（エリアマネジメント）を促進するため、地域活動の環境づくりを推進します。

地域活動の環境づくりに当たっては、地域が自ら考え、自然風土、歴史文化等、地域の景観や魅力を活用してコミュニティの活性化を目指す取組への支援や、地域住民、市民活動団体、事業者、市町村等、様々な主体が協働して、地域課題の把握や解決策を検討し実施していくための仕組みの構築等を推進します。

イ 廃棄物・建設発生土・山砂採取跡地等への対応

（ア）廃棄物の適正処理

本県における廃棄物対策を総合的・計画的に推進するための指針となる「千葉県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の発生抑制と減量化・再資源化や適正処理の推進等に取り組みます。

また、廃棄物の適正処理を推進するための総合的施策として、廃棄物処理施設の立地の適正化や廃棄物処理施設の公的関与のあり方等について検討し、その検討結果を施策として展開します。

さらに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の厳格な運用により、不法投棄の未然防止を図るとともに、警察・市町村・県民との連携をより一層強化し、県内全域におけるきめ細かな監視活動、取締りの強化を引き続き推進します。

また、不法投棄については、投棄者への厳しい撤去指導等により迅速な原状回復に努めます。

(イ) 建設発生土の有効利用等

産業界と国・関係都県・市町村の連携により、計画的に建設発生土の発生抑制・再利用を促進し、処分を目的とした埋立てを抑制します。

また、千葉県残土条例に基づく厳格な指導と監視の強化はもとより、関係法令等の担当部局が連携を図り、これらの法令に基づく総合的な指導により埋立ての適正化を確保するとともに、警察・市町村・県民と連携して監視活動を行います。

さらに、秩序ある県土利用の見地から、建設発生土の処理のあり方等につき関係法令等の担当部局が連携し、総合的な検討を行います。

(ウ) 山砂採取跡地等の森林回復等

事業者等と連携して、山砂採取跡地等における森林の再生や整備に向けた取組を促進するとともに、「千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針」の周知に努め、適切な緑化の実施を確保するため、事業者等への指導を行います。

また、事業者に対して跡地利用計画の提出指導を行うとともに、事業場への立入検査、巡回パトロール等の不法投棄防止対策を推進します。

(2) 推進体制

①市町村との連携

市町村は、地域における計画的な土地利用推進の担い手であり、本計画の推進に当たって、連携・協働を図っていくことが必要不可欠です。

そのため、計画に対する理解を得て、その基本構想等の共有を図るとともに、計画の推進に向けて、適切な役割分担のもと、県と市町村相互の部署間・部局間の緊密な連携のもと取り組んでいきます。

②県民・市民活動団体・事業者・国等、多様な主体との連携・協働

県民・市民活動団体・事業者等は地域における県土利用の主体であり、また、情報通信網や道路網・交通網の発展により、県民等による地域間の交流や連携も進んでおり、その果たす役割はより大きくなっています。

そのため、計画の推進に向けて、計画への関心と理解を得られるよう周知に努め、多様な主体による積極的・主体的な参画を期待するとともに、そのための仕組みづくり、支援の実施等、環境の整備に努めていきます。

また、国との連携を密にし、諸制度・諸施策を有効に活用しながら、計画の推進を図っていきます。

(3) 県土利用のモニタリング制度・計画評価制度の導入

①県土利用のモニタリング制度

県土利用の状況や開発動向等に関する、県民にとってわかりやすい各種指標に係るデータを定期的・継続的に調査・把握し、県ホームページ等において公開していきます。

また、調査結果を踏まえて、課題の検討、施策の進捗状況・効果の検証等を行い、施策の改善・見直しを図っていきます。

なお、これらの検討、検証に当たっては、県民や千葉県国土利用計画地方審議会からの意見を伺い、改善・見直しに反映させていきます。

②計画評価制度

モニタリング結果も踏まえ、適時適切に計画の総合的な点検・評価を行います。

点検・評価に当たっては、「県土利用のモニタリング制度」同様、情報公開を行うとともに県民や千葉県国土利用計画地方審議会からの意見を伺っていきます。

③県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査等、県土に関する基礎的な調査を推進し、その総合的な利用を図ります。また、県民による県土への理解を促進し、計画の実効性を高めるため、調査の成果の普及、啓発を図ります。